２０１７年度版

福祉のしおり

発　行　　宮城県立視覚支援学校

〒９８０－００１１
仙台市青葉区上杉六丁目５の１
TEL　０２２－２３４－６３３３
FAX　０２２－２３４－７９７４

はじめに

この冊子は，本校を卒業・修了する皆さんが，社会生活を送る上で参考になる各種制度について，それぞれの内容を確認し，有効に活用するために作成したものです。視覚障害に関わる障害者福祉制度の概要を紹介し，支援サービス内容についての解説や，関連機関・相談先等を掲載しました。

まず，「福祉のしおり」の目次（２～３ページ）で，調べたい内容の項目を探してください。この冊子は，平成３０年２月１日現在で作成しています。編集に際しては，各担当機関より御理解・御協力をいただき修正・訂正しておりますが，今後内容が変わる場合があります。また，具体的内容については，市町村で異なることもありますので，必ず事前に担当課等へ問い合わせをしてください。

当該冊子（墨字版）については，本校関係者が必要に応じて閲覧できるようにするため本校のホームページ（http://miyagi-mogakko.myswan.ne.jp/）に掲載しておりますので御活用いただければ幸いです。

《参考資料》

１「せんだいふれあいガイド」
（仙台市健康福祉局健康福祉部障害企画課）

２「宮城県視覚障害者福祉ガイド」
（宮城県視覚障害者情報センター）

目　次

番号	項目	ページ
手帳・補装具・日常生活用具		
１	身体障害者手帳	４
２	補装具費の支給	６
３	日常生活用具の給付又は貸与	８
４	点字図書価格差補償制度	１１
年金・手当・医療・税金等		
５	障害基礎年金について	１２
６	特別障害給付金について	１４
７	特別児童扶養手当	１６
８	特別障害者手当	１８
９	障害児福祉手当	２０
１０	児童扶養手当	２２
１１	心身障害者扶養共済制度	２４
１２	生活福祉資金の貸付	２６
１３	医療費の助成制度	３１
１４	税金の控除・減免	３６
交通関係		
１５	仙台市障害者交通費助成事業	４０
１６	交通運賃等の割引 （バス，地下鉄，タクシー，ＪＲ，航空，有料道路）	４３
１７	駐車禁止規制の適用除外	４８
公共料金等		
１８	ＮＨＫ放送受信料の減免	４９
１９	ＮＴＴ電話設備負担金の分割払い	５０
２０	身体障害者向け電話番号案内	５０
２１	携帯電話の障害者割引サービス	５１
２２	郵便料金の減額等 ・点字郵便物等の無料扱い ・定期刊行物の低料第三種郵便物認可 ・ゆうパック等に対する割安な運賃の適用	５２

番号	項目	ページ

２３　市施設利用料金の減免（仙台市）　５４
２４　住宅改造費の助成（仙台市）　５５
２５　公営住宅の入居者選考時の優遇措置　５５
２６　身体障害者補助犬育成事業　５６
２７　身体障害者補助犬飼料給付事業（仙台市）　５７

相談・支援サービス

２８　障害者の相談支援（仙台市）　５７
２９　重度身体障害者緊急通報システム　５９
３０　障害者を対象とした主なサービス　６０
・介護給付（ホームヘルパー，ショートステイ，同行援護）
・訓練等給付
・地域生活支援事業
３１　みやぎ障害者ＩＴサポートセンター　６３
３２　中途視覚障害者の生活訓練　６３
３３　中途視覚障害者の生活相談・支援　６３
３４　障害者でんわ相談室　６４
３５　障害者相談員による相談等　６４

情報提供

３６　著作物の点訳・音訳等　６５
３７　視覚障害者ガイドテープの給付　６５
３８　視覚障害のある方への生活情報提供　６５
３９　点字図書・録音図書・デイジー図書の貸出　６６
４０　リクエスト音訳・点訳・テキスト化　６６
４１　市政だより点字版・音声版・音声版の YouTube 配信　６７
４２　図書の対面朗読（音読）サービス　６７
４３　視覚障害のある方への新聞情報等提供　６８
４４　杜の都防災メール（仙台市）　６９

資料１　課税等について（平成２９年分）　７０
資料２　障害者福祉サービスの利用について　７３
資料３　福祉のしおり 担当機関一覧　７７

１　身体障害者手帳

（１）内容

身体に障害のある方が，各種の福祉サービスを受ける際に必要となるものです。

（２）障害の程度と等級

１級　両眼の視力（矯正。以下同じ）の和が０．０１以下のもの

２級　１）両眼の視力の和が０．０２以上，０．０４以下のもの
　　２）両眼の視野がそれぞれ１０度以内で，かつ両眼による視野について視能率による損失率が９５％以上のもの

３級　１）両眼の視力の和が０．０５以上，０．０８以下のもの
　　２）両眼の視野がそれぞれ１０度以内で，かつ両眼による視野について視能率による損失率が９０％以上のもの

４級　１）両眼の視力の和が０．０９以上，０．１２以下のもの
　　２）両眼の視野がそれぞれ１０度以内のもの

５級　１）両眼の視力の和が０．１３以上，０．２以下のもの
　　２）両眼による視野の２分の１以上が欠けているもの

６級　一眼の視力が０．０２以下，他眼の視力が０．６以下のもので，両眼の視力の和が０．２を超えるもの

※「１級」から「４級の１）」までは，「第１種」
「４級の２）」から「６級」までは，「第２種」

（３）身体障害者手帳の交付の手続き

各市（区）役所・町村役場の障害福祉担当課申請窓口に行き，申請書，診断書用紙をもらい，指定された医師の診断を受けて，次の書類を提出します。

①　交付

ａ　身体障害者手帳交付申請書　１部
　※申請用紙は窓口にあります。

ｂ　県知事・仙台市長より指定されている医師の診断書　１通

※診断書用紙は窓口にあります。仙台市障害者総合支援センター，宮城県リハビリテーション支援センターのホームページからも，ダウンロードできます。

c　写真（縦４㎝×横３㎝）２枚

d　マイナンバーがわかるもの

e　本人確認書類

②　再交付（手帳をなくした時，破損した時など）

a　身体障害者手帳再交付申請書　１部

b　写真（縦４㎝×横３㎝）２枚（仙台市以外は１枚）

c　マイナンバーがわかるもの

d　本人確認書類

③　再交付（障害の程度が変わった時，再認定の時）

a　身体障害者手帳再交付申請書　１部

b　県知事・仙台市長より指定されている医師の診断書　１通

c　写真（縦４㎝×横３㎝）２枚

d　マイナンバーがわかるもの

e　本人確認書類

④　住所および氏名の変更の時

変更後の最寄りの市（区）役所・町村役場の福祉担当課に次の書類を提出します。

a　身体障害者手帳変更届　１部

b　身体障害者手帳

c　マイナンバーがわかるもの

d　本人確認書類

⑤　返還（死亡の時，障害の程度が国の定める基準に該当しなくなった時，再交付により手帳が交付された時に，前の手帳を返還する。）

a　身体障害者手帳返還届　１部

b　身体障害者手帳

c　マイナンバーがわかるもの

d　本人確認書類

※写真の枚数は仙台市と他市町村とで異なります。写真は，無帽，上半身，真正面，１年以内に撮影したもの。

２　補装具費の支給

補装具とは身体機能を補い，また，それに見合うものを代用し，長期間にわたって継続して使用されるものです。

視覚障害者用補装具には，盲人安全つえ（白杖）・義眼・眼鏡の３種類があります。

義眼には，普通義眼・特殊義眼・コンタクト義眼があります。

眼鏡には，矯正眼鏡・遮光眼鏡・コンタクトレンズ・弱視眼鏡の４種類があります。

※盲人安全つえは医学的判定を必要とはせず，身体障害者手帳を持っていれば市町村担当課で補装具費の支給を受けられます。

※眼鏡は，医学的な処方を受け，その処方に基づいた物についての補装具費の支給が受けられます。

※義眼は，医学的な判定によって，その人に適したものが処方され，その補装具費の支給が受けられます。

※弱視眼鏡については，掛けめがね式と焦点調整式のものがあります。焦点調整式というのは，単眼鏡・双眼鏡のことを言います。

（１）対象者

身体障害者手帳を持っている方及び障害者総合支援法で規定されている３５８疾病の難病等の方

（２）補装具費の利用者負担

利用者負担は，原則として定率（１割）となっています。ただし，所得に応じて一定の負担上限額が設定されます。

※利用者の世帯の中に市町村民税所得割額が４６万円以上の方がいる場合は，この制度の対象となりません。

（３）申請の手続き及び，手続きに必要なもの

補装具の購入（修理）を希望する場合，お住まいの市町村担当課で補装具費支給申請を行います。仙台市は各区役所障害高齢課，宮城総合支所保健福祉課。必要書類はお住まいの市町村担当課へお問い合わせください。

（４）支給の決定

市町村で支給の可否を決定します。決定通知書及び補装具費支給券が申請者に送付されます。利用者は補装具の購入または修理の契約を補装具業者と行います。

（５）補装具の耐用年数

補装具の耐用年数は次のようになっています。

①　盲人安全杖

ａ　普通用　グラスファイバー，木材…２年
　　軽金属…５年

ｂ　携帯用　グラスファイバー，木材…２年
　　軽金属…４年

②　義眼…２年

③　眼鏡…４年

ただし，医療機関において医師が行う治療の一環として，治療材料費　（療養費）扱いで健康保険などから支給される医療用装具や他の法律（船員保険法・労働者災害補償保険法・介護保険法など）に基づいて交付，修理，貸与が可能な場合は，この制度からは支給されません。

３　日常生活用具の給付又は貸与

日常生活用具は，
①安全で容易に使用できるもので，実用性が認められるもの。
②日常生活上の困難を改善し，自立を支援し，かつ社会参加を促進するもの。
③日常生活品として一般的に普及していないもの。
以上の３つの要件を満たす次の６種の用具をいいます。

Ⅰ　介護・訓練支援用具（特殊寝台，移動用リフト，他）
Ⅱ　自立生活支援用具
（自動消火器，電磁調理器，歩行時間延長信号機用小型送信機，他）
Ⅲ　在宅療養等支援用具
（盲人用体温計（音声式），盲人用体重計，他）
Ⅳ　情報・意思疎通支援用具
（パーソナルコンピューター周辺機器，アプリケーションソフト，点字ディスプレイ，点字器，点字タイプライター，視覚障害者用ポータブルレコーダー，視覚障害者用活字文書読み上げ装置，視覚障害者用拡大読書器，盲人用時計，他）
※パーソナルコンピューター本体は給付の対象外ですが，ＰＣ周辺機器やアプリケーションソフトは対象となります。
Ⅴ　排泄管理支援用具（ストーマ装具，紙おむつ，他）
Ⅵ　居住生活動作補助用具（住宅改修費）

（１）対象者
日常生活用具を必要とする身体障害者（児），知的障害者（児），精神障害者，難病患者等
※難病患者等については，政令に定める疾病に限る。

（２）取り扱う日常生活用具と利用者負担
市町村により給付種目・貸与種目・利用者負担が異なりますのでお住まいの市町村障害福祉担当課へお問い合わせください。

（３）申請の手続き

日常生活用具の給付（貸与）を受けるためには，お住まいの市町村担当課で給付（貸与）申請を行います。

《仙台市の場合》　※以下の説明は仙台市の場合です。

（１）対象者

原則として身体障害者手帳１級と２級の者（用具の種類によっては，その他の対象要件があるものもあります。）

※介護保険対象者や施設入所中の方等は一部品目の給付が受けられない場合があります。

（２）内容

① 視覚障害者用ポータブルレコーダー

音声等により操作ボタンが知覚又は認識できるもので，ＤＡＩＳＹ方式等による録音と，録音された図書の再生が可能なもの。

② 盲人用時計

触読式腕時計（紳士，婦人，弱視者兼用）と音声時計（箱型，手帳型，腕時計）の２種類あります。

③ 点字タイプライター

アポロブレイラーとテラタイプが対象になります。テラタイプは６点，８点，両面書きの点字タイプです。なおテラタイプの製造元は長野視障機器。

④ 盲人用体温計

触知式もありますが，正確さは音声式がすぐれています。

⑤ 電磁調理器

火やガスを使わない電磁波を利用して調理器（なべ）を加熱する機器です。

⑥ 盲人用体重計

⑦ 視覚障害者用拡大読書器

画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで，簡単に拡大された画像（文字等）がモニターに映し出されます。

⑧ 視覚障害者用活字文書読上げ装置（スピーチオ）

活字情報をコード化した情報（ＳＰコード）を読み取り，音声により伝える装置です。

⑨　点字器
⑩　点字ディスプレイ
⑪　情報，通信支援用具
　パーソナルコンピューターを使用するにあたり，障害特性に応じて必要になる周辺機器やソフトです。
⑫　各障害共通の日常生活用具（障害者のみの世帯及びそれに準じる世帯）
　自動消火器
　　室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し，初期火災を消火します。

（３）日常生活用具の利用者負担
　原則として費用の１割の自己負担がありますが，利用者世帯の課税状況に応じて上限額があり，低所得の方（生活保護世帯，市民税非課税世帯）は無料です。また，利用者世帯の中に当年度の市民税額が４６万円以上の方がいる場合はこの制度の対象になりません。

（４）申請の手続きに必要なもの
①　身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳など障害の程度を証明するもの
②　印鑑
③　世帯全員の市民税の課税額を明らかにできる書類（市県民税課税証明書など）
　※申請は各区役所の障害高齢課，宮城総合支所保健福祉課で行います。
④　マイナンバーがわかるもの
⑤　本人確認書類

４　点字図書価格差補償制度（日常生活用具給付制度のひとつ）

一般図書と点字図書の差額が補助されます。従って，点字図書を一般図書の価格で購入できます。

《仙台市の場合》　仙台市点字図書給付事業

（１）内容

一般図書と点字図書の差額が補助されます。

（点字図書が一般図書の価格で購入できます。）

（２）給付冊数

１人につき，年間６タイトル，または２４巻まで。ただし，辞書等一括して購入しなければならないものは，２４巻を超えて給付することができます。

（３）負担金

一般図書の価格相当額

（４）問い合わせ先

仙台市各区役所障害高齢課，宮城総合支所保健福祉課

５　障害基礎年金について

（１）支給の対象

国民年金に加入中，２０歳前または日本国内に住んでいる６０歳以上６５歳未満の人で年金制度に加入していない期間に病気やけがの初診日があるとき，手続きができます。また，障害等級表の１級または２級のいずれかの状態になっている場合，障害基礎年金が支給されます。障害の程度により１級と２級に分けられます。（請求手続きも原則６５歳に達する日の前日までです。）

（２）支給の納付要件

次のいずれかに該当することが必要です。なお，初診日とは障害の原因となった病気やけがで初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。

① 初診日の前日において，初診日がある月の前々月までの国民年金の加入期間の３分の２以上の保険料納付済期間または，保険料免除期間があること。

② 平成３８年３月３１日以前に初診日がある場合は，①の条件に該当しない場合でも，初診日がある月の前々月までの直近１年間に保険料の未納がないこと。

※２０歳前の初診日による障害の場合は，この要件は必要ありません。

（３）年金額

障害の状態により，年金額は，次の通りになります。

（平成２９年４月現在）

１級　９７４，１２５円（月額８１，１７７円）

２級　７７９，３００円（月額６４，９４１円）

※１８歳到達年度の末日までの間にある子（１級又は２級の障害の状態にある子の場合は２０歳まで）がいるときは，さらに加算額がつきます。

子の２人目まで	１人	年額	２２４，３００円
		（月額	１８，６９１円）
子の３人目以降	１人	年額	７４，８００円
		（月額	６，２３３円）

※２０歳前の障害によって支給される障害基礎年金と，これまでの障害福祉年金から移行した年金には，本人の所得や他の公的年金の受給額等により支給制限があります。

（４）支給方法

年６回（２，４，６，８，１０，１２月）に，前月までの２か月分が本人に支払われます。

（５）手続き

第１号被保険者期間に初診日がある場合は，各区役所の保険年金課及び市町村役場の国民年金担当課が窓口になります。

第３号被保険者期間に初診日がある場合は，年金事務所及び年金相談センターが窓口になります。

必要書類は次の通りです。

① 年金請求書（国民年金障害基礎年金）
② 病歴・就労状況等申立書
③ 医師の診断書（窓口備付け）
④ 受診状況等証明書（診断書が初診時に診療を受けた病院と異なる場合に必要となります。）
⑤ 戸籍抄本（加算額対象者がいる方は謄本及び世帯全員の住民票，加算額対象者の所得証明書など）
⑥ 年金手帳
⑦ 身体障害者手帳等をお持ちの方はその手帳
⑧ 本人名義の預金通帳等
⑨ 印鑑
⑩ ２０歳前障害で請求する場合は請求者の所得証明書
⑪ 本人確認書類（運転免許証等）

※状況により，他に必要なものがある場合もあります。窓口や電話にて事前にご相談ください。本人以外の方が相談する場合，本人からの委任状と代理人の身分証明書が必要です。

（６）その他

① 国民年金第１号被保険者は障害基礎年金を受給している期間，保険料が免除されます（届出が必要です）。

② 障害厚生年金には３級がありますが，障害基礎年金にはありません。

③ 年金が決定された以降も指定時期に診断書により障害の状態について確認を行います。

６ 特別障害給付金について

（１）支給の対象となる方

① 平成３年３月以前に国民年金任意加入対象であった学生（※１）

② 昭和６１年３月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金，共済組合等の加入者）の配偶者であって，当時，任意加入していなかった期間内に初診日（※２）があり，現在，障害基礎年金の１級，２級相当の障害に該当する方です。ただし，６５歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

なお，障害基礎年金や障害厚生年金，障害共済年金などを受給することが出来る方は対象になりません。

※１ 学生の範囲は，下記のａまたはｂのうち，昼間部に在学していた学生または生徒です。（定時制，夜間部，通信教育を除きます）

ａ 大学（大学院），短大，高等学校及び高等専門学校（昭和３６年４月～平成３年３月）

ｂ 専修学校及び一部の各種学校（昭和６１年４月～平成３年３月）

※２ 障害の原因となる傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日です。

（２）支給額（平成２９年４月現在）

①　障害基礎年金１級相当の障害に該当する方

基本月額５１，４００円

②　障害基礎年金２級相当の障害に該当する方

基本月額４１，１２０円

（注意点）

〇ご本人の所得によって，支給額の全額又は半額が停止される場合があります。

〇老齢年金，遺族年金，労災補償等を受給されている場合には，その定額部分を差し引いた額を支給します。（老齢年金等の額が特別障害給付金の額を上回る場合には，特別障害給付金は支給されません。）

〇給付金は，認定を受けた後，請求月の翌月分から支給されます。

〇支払いは，年６回（２月，４月，６月，８月，１０月，１２月）です。前月までの分をお受け取りいただくことになります（初回支払いなど，特別な場合は奇数月に支払いが行われる場合もあります）。

（３）手続き

①　窓口

請求の窓口，お問い合わせ先は，仙台市各区役所保険年金課，各市町村国民年金担当課です。

②　請求に必要な書類

〇特別障害給付金請求書

〇年金手帳または基礎年金番号通知書

〇障害の原因となった傷病にかかる診断書

障害の原因となった傷病が複数ある場合，各傷病についての診断書

〇レントゲンフィルム及び心電図所見のあるときは心電図の写し

〇病歴・就労状況等申立書

〇受診状況等証明書（診断書が初診時に診療を受けた病院と異なる場合に必要となります）

〇特別障害給付金所得状況届

〇生年月日についての市町村長の証明書（住民票など）または戸籍抄本
〇本人名義の預金通帳等
〇印鑑
〇本人確認書類（運転免許証等）
※状況により，他に必要なものがある場合もあります。窓口や電話にて事前にご相談下さい。本人以外の方が相談する場合，本人からの委任状と代理人の身分証明書が必要です。
※任意加入対象の学生であった方がその他必要なもの
〇在学証明書または在学内容の証明にかかる委任状
※任意加入対象の被用者の配偶者であった方がその他必要なもの
〇戸籍の謄本または抄本（生年月日及び婚姻年月日確認のため）

（４）その他

特別障害給付金を受給している国民年金の被保険者である方は，国民年金保険料免除申請の手続きをすることにより，本人・世帯主・配偶者の所得要件にかかわらず保険料が全額免除または一部免除が承認されます。

※毎年度届出が必要になります。

７　特別児童扶養手当

（１）支給対象者

精神又は身体に障害があり，次に該当する２０歳未満の児童を監護している父母又は養育者に支給されます。

１級…日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の障害を有する児童（目安として，内部疾患以外の障害による身体障害者手帳の１級及び２級，療育手帳のＡ判定，これらと同程度の障害）

２級…日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を有する児童（目安として内部疾患以外の障害による身体障害者手帳の３級，これらと同程度の障害）

（２）手当の額　　（平成２９年度）　（平成３０年度）

１級	児童１人につき月額	５１，４５０円	５１，７００円
２級	児童１人につき月額	３４，２７０円	３４，４３０円

※認定後，認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され，年３回（４月・８月・１１月），支給月の前月分（１１月は当月までの分）までの４か月分が支給になります。

（３）手続き

市（区）役所及び町村役場の福祉担当課に次の書類を提出します。

① 特別児童扶養手当認定請求書
② 所定の診断書（障害者手帳や療育手帳により，診断書を省略できる場合もある）
③ 戸籍謄本
④ 世帯全員の住民票（仙台市にお住まいの場合，対象児童が仙台市外に居住している方を除き，不要）
⑤ マイナンバーを確認できる書類
⑥ 金融機関の通帳写（請求者名義）

（４）支給の制限

① 対象となる児童が施設に入所しているとき
② 請求者または同居する扶養義務者等の所得が一定額以上のとき
③ 対象となる児童が障害を事由とする公的年金を受けられるとき
④ 請求書または対象となる児童が日本国内に住所を有しないとき

８　特別障害者手当

２０歳以上で，極めて重度の障害があり，日常生活に常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給されます。

（１）支給対象者

下記の障害等が重複する者（おおむね国民年金法上の障害等級の１級と同じ）

① 両眼の視力の和が０．０４以下のもの

② 両耳の聴力レベルが１００デシベル以上のもの

③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの，または両上肢のすべての指を欠くもの，若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

④ 両下肢の機能に著しい障害を有するものまたは，両下肢を足関節以上で欠くもの

⑤ 体幹の機能に座っていることができない程度，または立ち上がることができない程度の障害を有するもの

⑥ 前各号に掲げるもののほか，身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって，日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

⑦ 精神の障害であって，前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（２）手当額

月額　２６，８１０円（平成２９年度）

※手当額は変更になる場合があります。

※認定後，認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され，年４回（２月・５月・８月・１１月）に３か月分ずつ本人の預金口座に振り込まれます。

（３）支給の制限

① 障害者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に規定する施設等に入所しているとき

② 障害者が病院または診療所に継続して３か月を超えて入院しているとき

③ 障害者本人または，その障害者を扶養している方の所得が一定額を超えるとき

（４）手続き

各市（区）役所・町村役場の障害福祉担当課に所定の申請書に次の書類を添えて提出します。

① 公的年金等を受けている場合はその証書と年金受給額がわかるもの（年金振込通知書等）

② 身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はその手帳

③ 所定の様式の診断書（用紙は障害福祉担当課にあります。）

④ 障害者本人名義の預金通帳

⑤ 印鑑（外国人の方は署名も可）

⑥ 障害者本人や配偶者，障害者を扶養している方のマイナンバーがわかるもの（個人番号カード・通知カード等）

⑦ 障害者手帳・運転免許証などの本人確認書類

※所得額を証明する書類が必要となる場合もあります。

９　障害児福祉手当

２０歳未満で，重度の障害があり，日常生活に常時介護を必要とする在宅の方に支給されます。

（１）支給対象者

①　両眼の視力の和が０．０２以下のもの

②　両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの

③　両上肢の機能に著しい障害を有するもの

④　両上肢すべての指を欠くもの

⑤　両下肢の用を全く廃したもの

⑥　大腿の２分の１以上失ったもの

⑦　体幹の機能に，座っていることができない程度の障害を有するもの

⑧　前各号に掲げるもののほか，身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が，前各号と同程度以上と認められる状態であって，日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

⑨　精神の障害であって，前各号と同程度以上と認められる程度のもの

⑩　身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であってその状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（２）手当額

月額　１４，５８０円（平成２９年度）

※手当額は変更になる場合があります。

※認定後，認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され，年４回（２月・５月・８月・１１月）に３か月分ずつ本人の預金口座に振り込まれます。

（３）支給の制限

①　障害児が児童福祉法等に規定する施設等に入所しているとき

②　障害を支給事由とする公的年金を受けているとき

③　障害児本人又はその障害児を扶養している者の所得が一定額を超えるとき

（４）手続き

各市（区）役所・町村役場の障害福祉担当課に次の書類を提出します。

①　身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はその手帳

②　所定の様式の診断書（用紙は障害福祉担当課にあります。）

③　障害児本人名義の預金通帳

④　印鑑（外国人の方は署名も可）

⑤　障害児本人や配偶者，障害児を扶養している方のマイナンバーがわかるもの（個人番号カード・通知カード等）

⑥　障害者手帳・運転免許証などの本人確認書類

※所得額を証明する書類が必要となる場合もあります。

１０　児童扶養手当

次のいずれかに該当する児童を監護している父又は母，又は養育者（祖父母など）に手当が支給される制度です。

（１）対象となる児童

次の①～⑦にあてはまる１８歳の年度末までの児童（心身に一定の障害をもつ児童は，２０歳未満）

①　父母が婚姻を解消した場合
②　父又は母　が死亡した場合
③　父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある場合
④　父又は母　　が１年以上にわたり拘禁されている場合
⑤　父又は母の生死が明らかでない場合
⑥　父又は母から１年以上にわたり遺棄されている場合
⑦　父又は母がＤＶ防止及び被害者保護に関する法律の規定による保護命令を受けている場合
⑧　未婚の子である場合

（２）手当の額（４・８・１２月に前月までの４か月分を支給）

平成２９年４月～

①　児童１人の場合
　月額４２，２９０円　又は
　月額４２，２８０円～９，９８０円
　（所得制限による一部支給停止の場合，１０円きざみの額）
②　児童２人目は９，９９０円加算　又は
　月額９，９８０円～５，０００円加算
　（所得制限による一部支給停止の場合，１０円きざみの額）
③　児童３人目より１人につき５，９９０円加算　又は
　月額５，９８０円～３，０００円加算
　（所得制限による一部支給停止の場合，１０円きざみの額）

平成３０年４月～

①　児童１人の場合
　月額４２，５００円　又は
　月額４２，４９０円～１０，０３０円
　（所得制限による一部支給停止の場合，１０円きざみの額）

② 児童２人目は１０，０４０円加算　又は
月額１０，０３０円～５，０２０円加算
（所得制限による一部支給停止の場合，１０円きざみの額）
③ 児童３人目より１人につき６，０２０円加算　又は
月額６，０１０円～３，０１０円加算
（所得制限による一部支給停止の場合，１０円きざみの額）

（３）支給の制限
① 対象児童が施設に入所しているとき（障害児入所施設，情緒障害児短期治療施設，母子生活支援施設に通園している場合，保護者とともに入所する場合を除く）
② 請求者または同居する扶養義務者等の所得が一定額以上のとき
③ 受給資格者又は対象児童が公的年金給付等を受けることができる場合，又は対象児童が公的年金給付の額の加算の対象となっている場合。

（４）手続き
市（区）役所及び町村役場の福祉担当課に次の書類を提出します。
① 児童扶養手当認定請求書
② 戸籍謄本
③ マイナンバーを確認できる書類
④ 所得額等の証明書

１１　心身障害者扶養共済制度

この制度は，障害のある方を扶養している保護者が生存中に毎月一定額の掛金を納付することにより，保護者が万一死亡し，又は重度の障害状態となったときに，残された障害のある方に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。申込みは各市（区）役所・町村役場の障害福祉担当課です。

（１）障害のある方の範囲

①　知的障害者

②　身体障害者・・身体障害者手帳の１級から３級の方

③　脳性麻痺，進行性筋萎縮症，血友病，統合失調症，自閉症など，精神又は身体に永続的な障害のある者で，上記①または②と同程度の障害と認められる方

（２）加入資格

障害のある方を扶養している６５歳未満（４月１日現在）の保護者（父母，配偶者，兄弟姉妹，祖父母，その他の親族など）で，生命保険に加入できる健康な方

（３）掛金

加入時の年齢区分と１口分の掛金は次のとおりです。心身障害のある方１人につき，２口まで加入できます。障害者１人について複数の保護者が加入することはできません。

〈１口分の掛金月額　平成２９年４月１日現在〉

３５歳未満・・・・・・・・・９，３００円
３５歳以上４０歳未満・・・１１，４００円
４０歳以上４５歳未満・・・１４，３００円
４５歳以上５０歳未満・・・１７，３００円
５０歳以上５５歳未満・・・１８，８００円
５５歳以上６０歳未満・・・２０，７００円
６０歳以上６５歳未満・・・２３，３００円

（４）優遇措置

① 所得状況に応じ，掛金を減免する制度があります。

② 掛金，給付金は，税制上の優遇措置を受けられます。

※心身障害者扶養共済制度加入者が支払う掛金は，所得税，住民税とも全額所得控除されます。またこの制度の給付金（脱退一時金を除く）には所得税が，かかりません。

（５）年金の支給

加入者が死亡し又は重度の障害状態となったときは，その月から障害のある方に年金が支給されます。

１口につき　月額　２０，０００円

（６）弔慰金の支給

障害者のある方が，不幸にして加入者に先立って死亡したときは，一時金として弔慰金が支給されます（ただし，１年以上加入した場合に限る）。

（７）脱退一時金

加入者が途中で制度から脱退したときに支給されます（ただし，５年以上加入した場合に限る）。

（８）手続に必要なもの

① 加入等申込書

② 住民票（保護者及び障害のある方それぞれに必要）

③ 申込者（被保険者）告知書（保護者の健康状態を告知する書類）

④ 障害の種類及び程度を証明する書類（身体障害者手帳，療育手帳，障害証明書等）

⑤ 年金管理者指定届書（障害のある方が年金を管理することが困難なとき）

⑥ 障害状況告知書

⑦ 印鑑

１２　生活福祉資金の貸付

低所得世帯，障害者世帯または高齢者世帯の方が経済的に自立し，安定した生活を送れるよう支援することを目的とした貸付制度です。種類・内容は次の通りです。申込にあたっては各市区町村の社会福祉協議会が窓口となります。

（１）福祉費の種類・内容

①　生業を営むために必要な経費

限度額・・・４６０万円以内
据置期間・・貸付月の翌月から６か月以内
償還期間・・２０年以内
貸付利子・・連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てられない場合は，据置期間経過後，年１．５％

②　技能習得に必要な経費及びその期間中の生活費

限度額・・・技能を習得する期間による
６か月程度　１３０万円以内
１年程度　２２０万円以内
２年程度　４００万円以内
３年程度　５８０万円以内
据置期間・・貸付月（分割による交付の場合は最終貸付月）の翌月から６か月以内
償還期間・・８年以内
貸付利子・・連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てられない場合は，据置期間経過後，年１．５％

③　住宅の増改築，補習等に必要な経費

限度額・・・２５０万円以内
据置期間・・貸付月の翌月から６か月以内
償還期間・・７年以内
貸付利子・・連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てられない場合は，
据置期間経過後，年１．５％

④　福祉用具，機器の購入に必要な経費

限度額・・・１７０万円以内

据置期間・・貸付月の翌月から６か月以内

償還期間・・８年以内

貸付利子・・連帯保証人を立てる場合は無利子

連帯保証人を立てられない場合は，据置期間経過後，年１．５％

⑤　障害者用自動車の購入に必要な経費

限度額・・・２５０万円以内

据置期間・・貸付月の翌月から６か月以内

償還期間・・８年以内

貸付利子・・連帯保証人を立てる場合は無利子

連帯保証人を立てられない場合は，据置期間経過後，年１．５％

⑥　中国残留邦人等に係わる国民年金保険料の追納に必要な経費

限度額・・・５１３．６万円以内

据置期間・・貸付月の翌月から６か月以内

償還期間・・１０年以内

貸付利子・・連帯保証人を立てる場合は無利子

連帯保証人を立てられない場合は，据置期間経過後，年１．５％

⑦　負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費，及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費

限度額・・・療養期間が１年を超えない時　１７０万円以内

療養期間が１年を超え１年６か月以内であって，世帯の自立に必要な時２３０万円以内

据置期間・・貸付月の翌月から６か月以内

償還期間・・５年以内

貸付利子・・連帯保証人を立てる場合は無利子

連帯保証人を立てられない場合は，据置期間経過後，年１．５％

⑧　介護サービス，障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む），及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費

限度額・・・サービスを受ける期間が１年を超えない時
１７０万円以内
サービスを受ける期間が１年を超え１年６か月以内であって，世帯の自立に必要な時
２３０万円以内

据置期間・・貸付月（分割による交付の場合は最終貸付月）の翌月から６か月以内

償還期間・・５年以内

貸付利子・・連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てられない場合は，据置期間経過後，年１．５％

⑨　災害を受けたことにより臨時に必要となる経費

限度額・・・１５０万円以内

据置期間・・貸付月の翌月から６か月以内

償還期間・・７年以内

貸付利子・・連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てられない場合は，据置期間経過後，年１．５％

⑩　冠婚葬祭に必要な経費

限度額・・・５０万円以内

据置期間・・貸付月の翌月から６か月以内

償還期間・・３年以内

貸付利子・・連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てられない場合は，据置期間経過後，年１．５％

⑪　住居の移転や，給排水施設等の設置に必要な経費

限度額・・・５０万円以内

据置期間・・貸付月の翌月から６か月以内

償還期間・・３年以内

貸付利子・・連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てられない場合は，据置期間経過後，年１．５％

⑫　就業，技能習得等の支援に必要な経費
限度額・・・５０万円以内
据置期間・・貸付月の翌月から６か月以内
償還期間・・３年以内
貸付利子・・連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てられない場合は，据置期間経過後，年１．５％

⑬　その他日常生活上一時的に必要な経費
限度額・・・５０万円以内
据置期間・・貸付月の翌月から６か月以内
償還期間・・３年以内
貸付利子・・連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てられない場合は，据置期間経過後，年１．５％

※なお，⑬その他の日常生活上一時的に必要な経費に関しては，①から⑫へ非該当の場合，すべてに該当するものではなく，慢性的な生活困窮世帯，借入目的が不明瞭な場合等は対象とならないこともありますので，ご留意願います。

（２）緊急小口資金の種類・内容

次の理由により，緊急かつ一時的に生活の維持が困難になった場合に貸し付けられる少額の費用

なお，原則として法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに，実施主体及び関係機関から貸し付け後の継続的な支援を受けることに同意していることを要件とします。

①　医療費または介護費の支払い等臨時の生活費が必要なとき
②　火災等被災によって生活費が必要なとき
③　年金，保険，公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき
④　会社からの解雇，休業等による収入減のための生活費が必要なとき
⑤　滞納していた税金，国民健康保険料，年金保険料の支払いにより支出が増加したとき
⑥　公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき

⑦　法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき
⑧　給与等の盗難によって生活費が必要なとき
⑨　その他これらと同等のやむを得ない事由があって，緊急性，必要性が高いと認められるとき

限度額・・・１０万円以内
据置期間・・貸付月の翌月から２か月以内
償還期間・・１２か月以内
貸付利子・・無利子
※連帯保証人は不要です。

（３）貸付条件

貸付を申し込まれる方は原則として，連帯保証人が必要です。（ただし，連帯保証人を立てられない場合でも貸付の申請が可能な場合があります。また，貸付の申し込み後には審査があります。）

※問い合わせ先は，お住まいの市区町村社会福祉協議会となります。

（４）その他

本書に記載のある種類・内容以外にも借入が可能な資金がありますので，お住まいの市区町村の社会福祉協議会にお問い合わせください。

１３　医療費の助成制度

（１）自立支援医療（更生医療）

①　制度の内容

身体障害者福祉法に基づき，身体障害者手帳の交付を受けた１８歳以上の者で，その障害を除去・軽減する手術等の治療により，確実に効果が期待できる者に医療費が支給されます。

②　給付の対象となる医療の具体例

網膜はく離手術，水晶体摘出手術，虹彩切除術，角膜移植術など。

③　対象者

１８歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている者。

なお，１８歳未満の者は，育成医療の制度が適用されます。

※原則として医療費の１割を自己負担していただきます。所得や疾病・症状等に応じて自己負担上限額が設定されます。なお，一定所得以上の世帯に属する方で「重度かつ継続」に該当しない場合には，公費負担の対象外となります。

④　給付を受けられる病院

指定自立支援医療機関として指定を受けている病院

⑤　手続き

各市（区）役所・町村役場の障害福祉担当課に，以下の必要な物をもって申請します。

ａ　身体障害者手帳

ｂ　市町村民税の課税額を明らかにできる書類

ｃ　健康保険証

ｄ　特定疾病医療受療証（人工透析を受ける方のみ）

ｅ　自立支援医療・更生医療に関する意見書（病院で作成）

ｆ　印鑑

ｇ　マイナンバーがわかるもの（通知カード，個人番号カードなど）

ｈ　その他（必要書類がある場合）

（２）自立支援医療（育成医療）

① 制度の内容

身体に障害のある１８歳未満の児童で，確実な治療効果が期待できる場合に，その障害の除去もしくは軽減を図るために必要な医療費を支給します。

② 給付の内容

診療，薬剤・治療用装具等にかかる費用，手術およびその他の治療，看護・移送に要した費用などが給付対象となります。

※対象児童の属する「世帯」の所得状況や疾病・症状等に応じて「月の自己負担上限額」が設定されます。医療機関窓口においては「かかった医療費の１割」と「月の自己負担額の上限額までの金額」のうち，いずれか低い方の金額を自己負担していただきます。なお，所得が一定以上の世帯に属する方で「重度かつ継続」に該当しない場合には，公費負担の対象外となります。

③ 給付の対象

１８歳未満の児童で，確実な治療効果が期待しうる児童が対象になります。

④ 手続き

保護者が次の書類を各市町村の育性医療担当課に提出します。

自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書，自立支援医療（育成医療）意見書（医師が記入），医療保険証，対象児童の属する「世帯」の所得の状況が確認できる証明書，マイナンバーがわかるもの（通知カード，個人番号カードなど）等が必要になります。

⑤ その他

看護，移送及び治療用装具の作成に要した費用は，当該看護移送及び治療用装具が育成医療の支給認定を受けている障害に係るものであり，医師が必要と認めたときに支給されます。

原則として，費用全額を支払った後，申請書，領収書，請求書等の必要書類を揃えて各市町村の育成医療担当課に申請します。

（３）心身障害者医療費助成（仙台市の場合）

① 制度の内容

通院治療などにかかった医療費のうち，保険診療による自己負担相当分の一部又は全部を助成する制度です。所得制限及び障害の程度・種別により年齢制限があります。

② 対象者

仙台市国民健康保険の被保険者，宮城県後期高齢者医療保険に加入している方，または社会保険の被保険者（社保本人）及び被扶養者で次のいずれかに該当するもの。

ａ 自己負担相当額（高額療養費や附加給付を差し引いた額）の全額の助成を受けられるもの

・身体障害者手帳１級，２級の所有者
・身体障害者手帳３級（心臓，じん臓，呼吸器，ぼうこう，直腸，小腸，免疫，肝臓の機能障害）の所有者
・特別児童扶養手当１級の支給対象となる児童
・療育手帳「Ａ」の所持者
・療育手帳「Ｂ」を持ち，かつ知的障害者福祉法に定める職親のもとで指導を受けている者

ｂ 自己負担相当額（高額療養費や附加給付を差し引いた額）の３分の２の助成を受けられるもの

６５歳未満（６５歳の誕生月（月の初日に生まれた方は誕生月の前月）を迎えた者を含む。）で，

・身体障害者手帳３級（ただし，心臓，じん臓，呼吸器，ぼうこう，直腸，小腸，免疫，肝臓の機能障害を除く）の所有者
・特別児童扶養手当２級の支給対象となる児童
・療育手帳「Ｂ」を持ち，かつ障害基礎年金などを受給している者
・知的障害者福祉法に定める職親のもとで指導を受けている者

③　助成の範囲

医療機関で保険診療を受けたとき支払った自己負担相当額の一部又は全額が助成されます。ただし，高額療養費や附加給付等が支給される場合は，その額を差引いて助成します。なお，入院中の食事にかかる負担金（食事療養費の標準負担額），介護保険は対象になりません。

④　助成の制限

この制度には所得の制限があり，障害者本人，保護者，配偶者または扶養義務者の前年の所得が限度額以上のときはその年の１０月から翌年９月までは助成されません。また，生活保護を受けている期間は助成されません。

⑤　手続きの方法

次のものを持参のうえ，お住まいの区役所・宮城総合支所保険年金課，秋保総合支所保健福祉課で資格登録の申請手続きをしてください。

ａ　身体障害者手帳，療育手帳，特別児童扶養手当証書（療育手帳Ｂの方は受けている障害基礎年金証書等も）

ｂ　健康保険証（障害者本人のもの）

ｃ　受給者名義の預金通帳（ゆうちょ銀行も可）

※所得を確認するための書類が必要になる場合がありますので，詳しくはお問い合わせください。

⑥　助成継続の手続き

資格登録の認定を受けている方は，毎年６月末頃に登録更新申請書が郵送されますので，必要事項を記入のうえ提出してください。

（４）母子・父子家庭医療費助成

母子家庭の母と児童，父子家庭の父と児童及び父母のいない児童への医療費助成により福祉の増進を図るための制度です。

① 支給の対象

国民健康保険の被保険者または社会保険の被保険者（社保本人）及び被扶養者で次のいずれかに該当する方

ａ 母子（父子）家庭の母（父）・・配偶者と死別又は離別，配偶者が生死不明または重度障害，配偶者から遺棄されている等の状況にある方で，１８歳になった年の年度末までの児童を扶養している方

ｂ 母子（父子）家庭の児童・・母子家庭の母（父子家庭の父）に養育されている１８歳になった年の年度末までの児童。

ｃ 父母のいない児童・・父母と死別または離別，父母が生死不明または重度障害，父母から遺棄されている等の状況にある１８歳になった年の年度末までの児童

② 助成の範囲

医療機関で保険診療を受けたとき支払った自己負担相当額が各医療機関ごとに月１，０００円（入院の場合は２，０００円）を超えるとき，その超えた額を助成します。ただし，高額療養費や附加給付が支給される場合はその額を差引いて助成します。

なお，入院中の食事にかかる負担金は助成の対象となりません。（川崎町及び女川町については助成対象）

③ 助成の制限

この制度には所得制限があり，前年の所得が限度額以上のときはその年の１０月から翌年９月までは助成されません。また，生活保護を受けている期間は資格が消滅します。（大和町，女川町及び南三陸町については所得制限がありません。）

④ 手続きの方法

次の書類を持参のうえ，お住まいの市区町村の母子・父子家庭医療費助成担当課で手続きしてください。

ａ 健康保険証

ｂ 受給者名義の預金通帳（ゆうちょ銀行も可）

ｃ 児童扶養手当証書，遺族基礎年金証書，遺族厚生年金証書

※ｃの証書などのない方は戸籍謄本が必要。また，家庭の状況に応じて申し立て書等など

※詳しい手続き方法，支給条件については，お住まいの市区町村にお問い合わせ願います。

１４　税金の控除・減免

※合わせて，７０ページ「資料１　課税等について」を参照してください。

（１）所得税（平成２９年分）

①　障害者控除

納税者本人やその控除対象配偶者，又は扶養親族が障害者に該当する場合に，所定の金額が控除されます。

また，年齢６５歳以上の方で，身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳をお持ちでない方でも，同程度の状態にあると認められる場合は，福祉事務所が発行する「障害者控除対象者認定書」により，障害者控除の申請が可能です。詳しくはお住まいの区の区役所保健福祉センター障害高齢課へお問い合わせください。

ａ　障害者控除・・２７万円

身体障害者手帳（３～６級），重度以外の知的障害者や精神障害者保健福祉手帳（２級，３級）を持っている方などで，「ｂ特別障害者控除」以外の方が該当します。

ｂ　特別障害者控除・・４０万円

障害者のうち，身体障害者手帳に障害の程度が１級，２級及び精神障害者保健福祉手帳１級と記載された方，重度の知的障害者，身体の障害により寝たきりの状態で複雑な介護を受けている方等が該当します。

ｃ　同居特別障害者控除・・７５万円

「ｂ　特別障害者控除」に該当する控除対象配偶者又は扶養親族で，納税者本人や配偶者，生計を一にする親族のいずれかの同居を常況としている場合

② 小規模企業共済等掛金控除

条例により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度の掛金のうち，一定の要件に該当する掛金を支払った場合に該当します。

※上記①②の各所得控除の適用を受けるには，次の手続きが必要です。

a 年末調整による場合

勤務先に提出する「扶養控除等申告書」の障害者等の欄に所定の事項を記載します。「小規模企業共済等掛金控除」については，証明書を添付のうえ「保険料控除等申告書」に記載して提出します。

b 確定申告による場合

確定申告書に所定の事項を記載して税務署に提出します。「小規模企業共済等掛金控除」については，証明書を添付又は提示します。

③ 地方公共団体の共済制度による給付の非課税

地方公共団体の条例において心身障害者を扶養する者を加入者とし，その加入者が地方公共団体に掛金を納付し，その地方公共団体が心身障害者の扶養のための給付金を定期に支給する場合，一定の要件（生活に通常必要とされる費用を超えないもの等）を備える当該給付金は非課税となります。

※問い合わせ先は各税務署です。

（２）住民税（県民税・市町村民税）

① 障害者控除

適用要件は，所得税障害者控除と同じです。

控除額・・・２６万円

② 特別障害者控除

適用要件は，所得税特別障害者控除と同じです。

控除額・・・３０万円

③ 同居特別障害者扶養控除

適用要件は，所得税同居特別障害者扶養控除と同じです。

控除額・・・５６万円（老人や特定扶養親族等の場合は，控除額が異なります。）

④　非課税の範囲

障害者であって，分離課税とされる退職所得を除外した前年の合計所得金額が，１２５万円以下の場合，住民税は課税されません。

※手続き

市（区）役所や町村役場で市町村民税，都道府県民税申告書の障害者控除欄に記入します。所得税で確定申告した人や源泉徴収の人は手続きは不要です。

※問い合わせ先は，各市（区）役所または各町村役場です。

（３）個人事業税

重度の視力障害者（失明者又は両眼の視力【屈折異常のある者については，矯正視力について測定したものをいう】が０．０６以下の者）が，あん摩，はり，きゅう，柔道整復，その他の医業に類する事業を行う場合，事業税は非課税となります。

※問い合わせ先は，宮城県総務部税務課又は各県税事務所です。

（４）相続税

①　心身障害者共済制度に基づく給付金の受給権の非課税

条例の規定により地方公共団体が心身に障害のある人に対して実施する共済制度に基づいて支給される給付金を受ける権利を相続等により取得した場合には，それらの権利について，相続税は非課税となります。

②　相続税における障害者控除

心身に障害のある者が相続又は遺贈により財産を取得した場合，当該障害者がその相続開始時から８５歳に達するまでの年数１年につき１０万円（特別障害者の場合は２０万円）が相続税から控除されます。

※手続き　相続税申告書に障害者控除額の計算書を添付する必要があります。

※問い合わせ先は，各税務署です。

（５）贈与税

特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権の非課税

特定障害者（特別障害者及び一定の障害者）が，その特定障害者の生活などに充てるための一定の信託契約に基づく信託受益権の贈与を受けた場合には，信託受益権の価額のうち６，０００万円（特定障害者のうち特別障害者以外の者は３，０００万円）までの部分の金額について，贈与税は非課税となります。

※この非課税の適用を受けるためには，財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を，信託会社を通じて特定障害者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

※この信託契約を「特定障害者扶養信託契約」といいます。信託財産の範囲，特定障害者扶養信託契約の要件については，法令で定められています。

※問い合わせ先は，各税務署です。

（６）自動車税・軽自動車税及び自動車取得税

一定の身体障害者等が所有し，本人が運転する自動車もしくは本人と生計をひとつにする者又は常時介護する者が専らその障害者のために運転する自動車などが減免の対象となります。なお，必要書類や申請期限等については，事前にお問い合わせください。

※自動車税及び自動車取得税は，
宮城県総務部税務課納税班又は各県税事務所

※軽自動車税は，各市（区）役所または各町村役場

（７）消費税

身体障害者が使用するための特殊な性状，構造または機能を有するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定した物品（身体障害者用物品）の譲渡，貸付け等は非課税とされています。例えば，義肢，盲人用安全杖，義眼，点字器，電動車いす，盲人用時計，点字タイプライター等です。

※問い合わせ先は，各税務署です。

１５　仙台市障害者交通費助成事業

「ふれあい乗車証」，「福祉タクシー利用券」，「自家用車燃料費助成券」の複数の制度に該当する場合は，いずれか１つを選んで利用できます。（所得による制限があります。また，施設入所の方は「自家用車燃料費助成券」の交付は受けられません。

また，７０歳以上の方は，敬老乗車証と対象となる障害者交通費助成から，いずれか１つを選択していただきます。

（１）ふれあい乗車証（バス・地下鉄の無料乗車証）の交付

①　内容

市営バス，宮城交通バス，地下鉄の市内区間を無料で利用できる乗車証が交付されます。

②　対象

ａ　身体障害者手帳をお持ちの方で，次に該当する方
（対象部位が対象等級であることが必要です。）

ア　身体障害者手帳１級
障害部位に関係なく１障害１級である方

イ　身体障害者手帳２級
視覚・聴覚・下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方

ウ　身体障害者手帳３級
下肢・体幹・移動機能障害のある方
内部機能障害のある方のうち車椅子を使用している方
又は在宅酸素療法を実施している方

エ　身体障害者手帳４級
下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方のうち車椅子を使用している方又は在宅酸素療法を実施している方

ｂ　療育手帳をお持ちの方

ｃ　精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

③　所得制限

利用する障害のある方本人の所得が一定額以下の方

④　問い合わせ先

仙台市各区役所障害高齢課，総合支所保健福祉課

（２）福祉タクシー利用券の交付

①　内容

年間助成額は３０，０００円で，１枚５００円の利用券が６０枚交付されます。（申請月により減額あり。）

②　対象

ａ　身体障害者手帳をお持ちの方で，次に該当する方
（対象部位が対象等級であることが必要です。）

ア　身体障害者手帳１級
視覚・上肢・下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方

イ　身体障害者手帳２級
視覚・下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方

ウ　身体障害者手帳３・４級
下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方のうち車椅子を使用している方又は在宅酸素療法を実施している方

ｂ　療育手帳Ａをお持ちの方

ｃ　精神障害者保健福祉手帳１級・２級をお持ちの方

③　所得制限

２０歳以上－利用する障害者本人の所得が一定額以下の方
２０歳未満－利用する障害のある方の保護者の所得が一定額以下の方

④　問い合わせ先

仙台市各区役所障害高齢課，総合支所保健福祉課

（３）自家用車燃料費助成券の交付

①　内容

年間助成額は３０，０００円で，１枚１，０００円の利用券が３０枚交付されます。（申請月により減額あり。）

②　対象

福祉タクシー利用券の交付対象でかつ，以下のａ，ｂ，ｃのいずれかの条件を満たす方

ａ　障害者本人が所有する車を本人が運転すること

ｂ　障害者本人が所有する車を同居の家族が運転すること

ｃ　同居の家族所有の車を同居の家族が運転する場合は，身体障害者が１８歳未満の場合，療育手帳Ａである場合，精神障害者保健福祉手帳１級である場合に限る。

※ただし，施設入所者は対象から除きます。

③　所得制限

福祉タクシー利用券の交付と同じです。

④　手続きに必要なもの

身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳，車検証，運転免許証

⑤　問い合わせ先

仙台市各区役所障害高齢課，総合支所保健福祉課

１６　交通運賃等の割引

（１）市営バス（仙台市交通局　０２２－２２４－５１１１）

①　普通旅客運賃

身体障害者手帳若しくは療育手帳所持者本人とその介護者又は宮城県若しくは仙台市が発行する精神障害者保健福祉手帳（写真貼付のあるもの）所持者本人は５０％引（手帳提示）

②　定期旅客運賃

身体障害者手帳又は療育手帳所持者本人とその介護者は３０％引（手帳提示）

※②は大人のみ

（２）宮城交通（０２２－７７１－５３１０）

①　普通旅客運賃

身体障害者手帳又は療育手帳所持者本人は５０％引き（手帳提示）

第１種障害者の介護者１人まで５０％引き（手帳提示）

②　定期旅客運賃

身体障害者手帳又は療育手帳所持者本人は３０％引き（手帳提示）

第１種障害者の介護者１人まで３０％引き（手帳提示）

※大人のみ

（３）仙台市地下鉄（仙台市交通局　０２２－２２４－５１１１）

①　普通旅客運賃

身体障害者手帳若しくは療育手帳所持者本人とその介護者又は宮城県若しくは仙台市が発行する精神障害者保健福祉手帳（写真貼付のあるもの）所持者本人は５０％引（手帳提示）

②　定期旅客運賃

身体障害者手帳又は療育手帳所持者本人とその介護者は２３．１％引き（手帳提示）

※大人のみ，ただし大人通学定期は対象外

（４）タクシー料金割引

① 内容

身体障害者手帳又は療育手帳を提示すると，運賃が１割引になります。なお，介護タクシー等割引を受けられないこともありますので，利用の際にご確認ください。

② 対象

身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方

（５）ＪＲの旅客運賃割引

① 内容

身体障害者手帳又は療育手帳を提示することにより，乗車券等の額が５割引になります。

② 対象

ａ 普通乗車券

ア 障害者本人が単独で１００kmを超える区間乗車する場合

イ 第１種障害者が介護者（１名）と共に乗車する場合

ｂ 定期乗車券

ア 第１種障害者が介護者（１名）と共に乗車する場合

イ １２歳未満の第２種障害者が介護者（１名）と共に乗車する場合

※障害者が１２歳未満の小児の場合，本人の小児定期乗車券は割引きの対象外になります。

ｃ 回数券，急行券（特別急行券を除く）

ア 第１種障害者が介護者（１名）と共に乗車する場合

③ 問い合わせ先 ＪＲ東日本テレフォンセンター

電話 ０５０－２０１６－１６００

※第１種障害者

身体障害者手帳 視覚１～３級，４級の一部，聴覚２級，３級，肢体１級，２・３級の一部，ぼうこう・直腸の４級を除く内部障害１～４級，療育手帳Ａ

※第２種障害者

第１種障害者以外の療育手帳，身体障害者手帳保持者

※公営及び民営の鉄道にもＪＲに準じて割引を行っているところもあるので，利用するときは照会するとよいでしょう。

（６）航空運賃割引

①　内容

割引額が区間等によって異なる場合や，他の割引きサービスとの併用ができない場合もありますので，詳しくは各航空会社にお問い合わせください。

②　対象者

ａ　身体障害者手帳（第１種・第２種）をお持ちの方

ｂ　身体障害者手帳（第１種）をお持ちの方の介護者（１名）

ｃ　療育手帳に「航空割引，本人」の証明印のある方

ｄ　療育手帳に「航空割引，本人・介護者」の証明印のあるご本人と介護者（１名）

③　手続き

航空券の購入及び搭乗手続の際，割引に必要な手帳または「身体障害者手帳確認登録済み」のマイレージカードを提示

④　問い合わせ先

各航空会社

（７）有料道路の通行料金割引

① 内容

前もって福祉事務所等から通行料金割引の認定を受けている身体障害者手帳又は療育手帳を料金所係員に提示することにより，有料道路の通行料金の割引を受けられます。（ＥＴＣを利用の場合はあらかじめＥＴＣの利用申請を行う必要があります。）

② 対象

ａ 車両

原則として障がい者本人又は本人の親族等が所有するもの。障がい者１人につき１台に限ります。

※車種要件等により，登録できない自動車があります。（事業用両，レンタカー，タクシー，軽トラック及び代車等）

ｂ 運転者

ア 障がい者本人が運転する場合：身体障害者手帳の交付を受けているすべての方が対象となります。

イ 障がい者本人以外の方が運転し，障がい者本人が乗車する場合，身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方のうち，第１種障害者の方が対象となります。

③ 割引率

通常料金の半額となります。ただし，通常料金を半額にした際に端数が生じる場合は，お支払額を１０円単位で切り上げします。

※ＥＴＣ時間帯割引は重複して適用されません。

④ 手続き

ａ ＥＴＣを利用しない場合

ア 前もって福祉事務所等に申請（有料道路障害者割引申請書兼ＥＴＣ利用申請書）し，所定の手続き（手帳の所定の箇所に，自動車ナンバー及び割引き有効期限の記載）を受けてください。

イ 有料道路を利用し，料金を支払う際に手帳を呈示して，料金所係員の確認を受けたうえで，所定の料金をお支払いください。

ｂ ＥＴＣを利用する場合

ア 「ａ ＥＴＣを利用しない場合」のアの手続きと併せて，ＥＴＣ利用対象者証明書の発行を受け，ＥＴＣ利用登録の手続きを行ってください。

イ　ＥＴＣ利用登録済であるＥＴＣカードを，当該ＥＴＣカードと併せてＥＴＣ利用登録されたＥＴＣ車載器に挿入し通行してください。

※ＥＴＣレーンが点検等により使用できない場合は，ＥＴＣカードと通行券と手帳を料金所係員に呈示してください。手帳の呈示がない場合は，割引となりませんのでご注意ください。（必ず手帳を携行するようにしてください。）

⑤　手続きに必要なもの

ａ　身体障害者手帳又は療育手帳

ｂ　登録を希望する自動車の自動車検査証（車検証）

ｃ　運転免許証（障がい者本人が運転する場合のみ）

ｄ　委任状（代理人申請の場合）

ｅ　ＥＴＣカード又はＥＴＣパーソナルカード（原則として障がい者本人名義のもの）

ｆ　ＥＴＣ車載器の「ＥＴＣ車載器セットアップ申込書・証明書」等

※ｅとｆはＥＴＣを利用する場合のみ

※ＥＴＣの利用を希望する場合には，あらかじめクレジットカード会社に障がい者本人名義のカードの発行が可能であるか確認願います。

⑥　お問い合わせ先

ＮＥＸＣＯ東日本お客さまセンター

電話　０５７０－０２４－０２４

※ＰＨＳ，ＩＰ電話からのお問い合わせ

０３（５３３８）７５２４

１７　駐車禁止規制の適用除外

（１）内容

歩行が困難と認められる身体障害者等の方が使用又は乗車する自動車に対して，駐車禁止除外指定車標章を交付し，公安委員会又は警察署長が道路標識，道路標示により駐車禁止とした道路における駐車を認めています。交付された「駐車禁止除外指定車標章」は車の前面の外部から見やすい位置に掲示しなければなりません。

※標章の交付を受けた身体障害者等の方が現に車両を使用しているとき又は乗車しているときに限り駐車することが認められます。

※法定の駐停車禁止場所については，駐車及び停車はできません。

（２）有効期間　最長３年

（３）対象

①　身体障害者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方で，歩行が困難と認められる方

②　療育手帳Ａをお持ちの方

③　精神障害者保健福祉手帳（１級）をお持ちの方

④　小児慢性特定医療費医療受給者証の交付を受けている紫外線要保護者（色素性乾皮症患者）で昼間に移動される方

※①，④の対象となる身体障害者の障害程度については，下記の問い合わせ先に確認してください。

※視覚障害者の方の場合は，１級から３級までの各級及び４級の１です。

（４）手続き

ご本人の居住地を管轄する警察署の交通課（仙台南警察署にあっては交通第一課）に，障害者手帳等の写し１部，車検証の写し１部，主に運転する方の運転免許証の写し１部，印鑑（認印）を持参し，申請してください。申請書は警察署の交通課窓口に用意されているほか，インターネットからダウンロードすることもで

きます。また，障害の程度により医師の意見書の添付を求められる場合があります。

※申請時に手帳等（原本）の確認を求められる場合がありますので，忘れずに持参して下さい。

（５）問い合わせ先　各警察署交通課

※仙台市については，以下のとおりです。

仙台中央警察署　２２２－７１７１
仙台南警察署　２４６－７１７１（交通第一課）
仙台北警察署　２３３－７１７１
仙台東警察署　２３１－７１７１
泉警察署　３７５－７１７１

１８　ＮＨＫ放送受信料の減免

（１）内容

① 「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯構成員であり，世帯全員が市町村税（住民税）非課税の場合に全額免除になります。

② 視覚・聴覚障害者が世帯主の場合に，半額免除となります。

③ 重度の障害者（身体障害者，知的障害者，精神障害者）が世帯主の場合に，半額免除になります。

（２）手続き

お住まいの区の障害高齢課窓口や市町村の福祉関連の窓口で放送受信料免除申請書（全額免除又は半額免除）に，減免の対象世帯であることの証明を受け，これにより，ＮＨＫに申請してください。

① 全額免除必要書類
・放送受信料免除申請書（全額免除）

② 半額免除必要書類
・放送受信料免除申請書（半額免除）

（３）問い合わせ先

ＮＨＫふれあいセンター（ナビダイヤル）
０５７０－０７７０７７
午前９時～午後１０時（土・日・祝日は午後８時まで

１９　ＮＴＴ電話設備負担金の分割払い

（１）内容

電話を新設する際の電話設置負担金料を無利子で分割払いできます。（１年・１２回以内）

（２）対象　障害者等の世帯のうち，市民税非課税世帯

（３）手続きに必要なもの

① 身体障害者手帳，療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳など障害を証明するもの

② 市民税非課税証明書

③ 家族が申し込む場合，障害のある方との関係を証明する書類

※場合によっては，よりお得な制度がございますので，詳しくは問い合わせ先にお尋ねください。

（４）問い合わせ先

電話１１６　（９：００～１７：００　年末年始を除く）

２０　身体障害者向け電話番号案内

（１）内 容

事前に登録をしておくと登録者はＮＴＴの電話番号案内が無料で利用できます。

（２）対象者

① 視覚障害１～６級

② 肢体不自由１，２級

③ 療育手帳をお持ちの方

（３）手続き

・最寄りのＮＴＴ支店，営業所で手続き

・郵送による手続き（ＮＴＴふれあい案内担当）

・代理人による申込み

（４）必要書類

所定の申込書，身体障害者手帳等の各手帳（郵送の場合はその写し），印鑑

（５）問い合わせ先

フリーダイヤル　０１２０－１０４１７４（全国共通）
（ＮＴＴふれあい案内担当）
（９：００～１７：００　土日，祝日及び年末年始を除く）

２１　携帯電話の障害者割引サービス

（１）内容

携帯電話の基本使用料金等のサービスが割引になります。サービス内容については各社によって違いがあり，併用できないサービス等もありますので，詳しくは問い合わせ先，ホームページにてご確認ください。

（２）対象

身体障害者手帳，療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

（３）申し込み・連絡先など

申し込みに際しては，手帳（原本）等必要なものがありますので，事前に問い合わせ先にてご確認ください。

① ＮＴＴドコモ：ハーティ割引（ふれあい割引）
ドコモの携帯，ＰＨＳからは局番なしの１５１
一般電話等からは　０１２０－８００－０００

② ソフトバンク：ハートフレンド割引
ソフトバンクの携帯からは，局番なしの１５７
一般電話等からは　０８００－９１９－０１５７

③ ａｕ（エーユー）：スマイルハート割引
ａｕの携帯からは局番なしの１５７
一般電話等からは　００７７－７－１１１

２２　郵便料金の減額等

（１）点字郵便物等の無料扱い

①　制度の内容

点字郵便物，特定録音物等郵便物（第四種郵便物・開封）が３ｋｇまで無料になります。

特定録音物等郵便物は，盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で，日本郵便株式会社が指定する施設から差し出し，又はこれらの施設にあてて差し出されるものに限ります。

※特定録音物等郵便物については，施設から差し出す場合は，施設の名称及び所在地も記載します。

②　手続き

封の一部を切って開封（帯封，ビニール封筒も可）とし，内容が点字であることがわかるようにしておきます。封筒の表上部（切手を貼る位置）に「点字用郵便」と記載します。

（２）定期刊行物の低料第三種郵便物認可

心身障がい者団体が発行する定期刊行物は，第三種郵便物の承認を受けることで，低廉な料金で送付することができます。ただし，承認を受けるためには，各種条件を満たす必要があります。

①　毎月３回以上発行する新聞紙

５０ｇまで８円（さらに５０ｇごと＋３円，上限１ｋｇまで）

②　その他

５０ｇまで１５円（さらに５０ｇごとに＋５円，上限１ｋｇまで）

（３）ゆうパック等に対する割安な運賃の適用

①　点字ゆうパック

ａ　重量は３０ｋｇ以下，大きさは長さ，幅及び厚さの合計が１．７ｍ以内です。

ｂ　点字のみを送る場合に，内容品の見本を提示するか，又は内容品が点字のみであることがわかるように一部開封するか透視できるような無色透明の部分を設ける等して，外装に「点字ゆうパック」と記載します。

ｃ　運賃　　６０サイズ　１００円
　　８０サイズ　２１０円
　　１００サイズ　３１０円
　　１２０サイズ　４１０円
　　１４０サイズ　５１０円
　　１６０サイズ　６２０円
　　１７０サイズ　７２０円

②　聴覚障がい者用ゆうパック

ａ　日本郵便株式会社が指定した特定の施設と聴覚障がい者との間でビデオテープその他の録音物の貸し出し又は返却のために発受する場合に限ります。

ｂ　重量，大きさの制限及び運賃は「点字ゆうパック」と同一です。

ｃ　外装に「聴覚障がい者用ゆうパック」の文字を記載します。
※施設から差し出す場合は施設の名称及び所在地も記載します。

③　心身障がい者用ゆうメール

ａ　重度の身体障がい者又は重度の知的障がい者と一定の条件を満たす図書館との間で発受されるものに限ります。

ｂ　重量は３ｋｇ以下，大きさは長さ，幅及び厚さの合計が１．７ｍ以内

ｃ　運賃　１５０ｇまで　　９０円
　　２５０ｇまで　１０７円
　　５００ｇまで　１５０円
　　１ｋｇまで　１７５円
　　２ｋｇまで　２３０円
　　３ｋｇまで　３０５円

ｄ　外装に「図書館用ゆうメール」の文字を記載します。
※図書館から差し出す場合は図書館の名称及び所在地も記載します。

２３　市施設利用料金の減免（仙台市）

（１）対象者

①　身体障害者手帳，療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳保持者

②　身体障害者手帳１級，２級，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳保持者に付き添う１８歳以上の介護人１名

※利用する施設によって対象となる方が異なる場合があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

（２）全額免除の施設

①　文化施設

天文台・科学館・仙台文学館（特別展は半額免除）

博物館（特別展は半額免除，特別展については，減免内容が変更になる場合あり）

歴史民俗資料館・富沢遺跡保存館（イベント時参加費の実費負担がある場合あり）

縄文の森広場・八木山動物公園（入場料以外は実費負担）

戦災復興記念館資料展示室　野草園　秋保大滝植物園

②　スポーツ施設

カメイアリーナ仙台（仙台市体育館）　若林体育館

青葉体育館　仙台市武道館

仙台環境開発スポーツパーク宮城広瀬（宮城広瀬総合運動場）

秋保体育館　泉総合運動場

泉海洋センター　屋内グラウンド（シェルコムせんだい）

新田東総合運動場（元気フィールド仙台）　出花体育館

仙台市陸上競技場　根白石温水プール　今泉運動場

葛岡温水プール　中田温水プール　鶴ヶ谷温水プール

水の森温水プール　仙台市シルバーセンター

健康増進センター　青葉山公園庭球場　川内庭球場

海岸公園庭球場　七北田公園庭球場　茂庭庭球場　他

（３）手続き

各施設を利用するときに手帳を提示（団体使用，専用使用については別に相談ください。）

２４　住宅改造費の助成（仙台市）

（１）内 容

浴室や便所などの改造にかかる費用の一部が助成されます。

※介護保険及び日常生活用具の住宅改修費支給が優先になります。

（２）助成額　費用の３／４（限度額：６０万円）

（３）対象者

所得税非課税で，市税の滞納がない世帯の重度心身障害児（者）とその保護者

（４）問い合わせ先　各区役所の障害高齢課，
宮城総合支所保健福祉課

２５　公営住宅の入居者選考時の優遇措置

心身障害者世帯で住宅に困窮している方については，市営住宅への入居が，一般の方より有利な当選率で抽選が受けられる場合があります。市営住宅の定期募集は，年４回（３，６，９，１２月）行っています。（仙台市営住宅の場合）

同様に県営住宅でも，障害者世帯（身体障害１～４級，精神障害１～３級，療育Ａ～Ｂの手帳のある障害者を含む世帯）の場合，抽選に際して抽選番号が一つ多く割り当てられ，当選率が引き上げられます。県営住宅の定期募集は，年４回（６，９，１２，３月）行っています。

２６　身体障害者補助犬育成事業

（１）内容

身体障害者の就労や日常生活に必要な身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の育成，訓練及び認定又は貸与を行う訓練事業者に対し，当該補助犬の育成に要した経費を助成することにより，身体障害者の自立と社会参加を促進し，福祉の増進を図るもの

（２）補助対象となる訓練事業者

社会福祉法人，公益財団法人，公益社団法人，一般財団法人，一般社団法人，特例民法法人，特定非営利活動法人であって，次のいずれかの事業を行うもの

①　身体障害者福祉法に規定する盲導犬訓練施設を経営する事業

②　身体障害者福祉法に規定する介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業

なお，宮城県外の訓練事業者でも補助対象となりますが，宮城県内の身体障害者に対し，補助犬を育成・貸与することが必要です。

（３）補助犬の利用対象者

以下の要件を全て満たすこと

①　盲導犬の利用については，視覚障害２級以上の身体障害者手帳を所持していること

介助犬の利用については，肢体不自由２級以上の身体障害者手帳を所持していること

聴導犬の利用については，聴覚障害２級に該当する身体障害者手帳を所持していること

②　満１８歳以上の者であって，県内に１年以上居住していること

③　就労等社会活動への参加に効果が認められること

④　補助犬を適切に利用し，飼育できること

⑤　自己所有以外の家屋に居住する場合は，補助犬の飼育について，家屋の所有者又は管理者の承諾が得られること

⑥　施設に入所していないこと

２７　身体障害者補助犬飼料給付事業（仙台市）

（１）内容

補助犬の飼料の給付が現物により行われます。

（年額４２，０００円以内）

（２）対象者

仙台市に住所を有する身体障害者補助犬の使用者で，市県民税非課税世帯の方

（３）問い合わせ先

仙台市各区役所障害高齢課

２８　障害者の相談支援（仙台市）

（１）内容

障害のある方やその家族の方々の様々な相談に応じ，地域生活の支援を行います。

（２）問い合わせ先

青葉区

① 障害者相談支援事務所ふらっと青葉
青葉区二日町４－３　仙台市役所二日町分庁舎
青葉区社会福祉協議会内
電話（２６５）５３２０　ＦＡＸ（２６５）５３２０

② 障害者相談支援事務所ほっとすぺーす
青葉区荒巻字三居沢１２－１
電話（２２５）６５５１　ＦＡＸ（２１２）２５２０

③ 障害者相談支援事務所とびら（ぴぼっと支倉内）
青葉区支倉町２－３５
電話（２６１）３６６４　ＦＡＸ（２６１）３６６１

宮城野区

① 障害者相談支援事務所ハンズ宮城野
宮城野区大梶１６－２　宮城野障害者福祉センター内
電話（２９５）７４４０　ＦＡＸ（２９５）７４４０

② 障害者相談支援事務所つるがや地域生活支援センター
宮城野区鶴ヶ谷三丁目３－５
電話（３８８）４３８８　ＦＡＸ（３８８）４３７７

③ 障害者相談支援事務所宮城野雲母倶楽部＋らｉふ
宮城野区出花一丁目３－１１
電話（２５４）６７５７　ＦＡＸ（２５４）６７５７

④ 障害者相談支援事務所「ホープ」
宮城野区二の森１４－３
電話（２９３）１０５１　ＦＡＸ（２９５）７１９４

若林区

① 障害者相談支援事務所ぴあら若林
若林区遠見塚東８－１　若林障害者福祉センター内
電話（２８２）５１８８　ＦＡＸ（２８２）５１８８

② 障害者相談支援事務所てれんこ
若林区石名坂７０
電話（７１６）８１５２　ＦＡＸ（７１６）８１１８

③ 障害者相談支援事務所くれよん
若林区遠見塚二丁目１６－１５（ぴぼっと若林内）
電話（２８２）４６７１　ＦＡＸ（２８２）４６７２

太白区

① 障害者相談支援事務所ハンズ太白
太白区長町南一丁目６－１０　太白障害者福祉センター内
電話（３０８）８８３４　ＦＡＸ（３０８）８８３４

② 障害者相談支援事務所向日葵ライフサポートセンター
太白区袋原五丁目１７－３３
電話（７４１）２８８０　ＦＡＸ（７４１）３７３５

③ 障害者相談支援事務所サポートはぎ
太白区大野田五丁目２３－３
電話（３０２）７４６０　ＦＡＸ（７４６）６８８２

泉区

① 障害者相談支援事務所ふらっと泉
泉区七北田字道４８－１２　泉障害者福祉センター内
電話（７７１）２７２８　ＦＡＸ（７７１）２７２８

② 障害者相談支援事務所ソキウス
泉区南光台二丁目１４－５５
電話（７１８）０７６８　ＦＡＸ（７１８）０７６９

③ 障害者相談支援事務所ピース・スマイル
泉区上谷刈字長命３－２
電話（３７８）３６３０　ＦＡＸ（３４２）５６６２

２９　重度身体障害者緊急通報システム

（１）内容

非常時の緊急通報をするための機器などを借り受けることができます。緊急時の通報は仙台市が委託する民間警備会社が受信し，警備員へ電話で連絡され，必要な処置が行われます。

（２）対象

原則として身体障害者手帳１級，２級をお持ちの方のうち，在宅で一人暮らしの方。

（３）窓口

仙台市各区役所障害高齢課，宮城総合支所保健福祉課

３０　障害者を対象とした主なサービス

※合わせて，７３ページ「資料２　障害者福祉サービスの利用について」を参照してください。

（１）介護給付

①　ホームヘルパーの派遣

障害等のために日常生活を営むのに支障のある身体障害者（児），知的障害者（児），精神障害者（児），難病患者等の居宅等にホームヘルパーを派遣して，日常生活の介護等を行います。

ａ　サービスの内容（例）

・食事，入浴などの介護

・調理，洗濯，買い物などの家事

※介護保険の対象者は原則として利用できませんが，一定の条件を満たしている方については，介護保険との併用ができる場合があります。

ｂ　対象

介護給付費のうち居宅介護・重度訪問介護の支給決定を受けた方

ｃ　利用できる日，時間

特に制限はありません。

※事業者により対応できない曜日・時間があります。

ｄ　利用料

所得に応じて設定される負担上限額の範囲内で，総合支援法に基づいた額。ひと月に利用したサービス量にかかわらず，それ以上の負担は生じません。

ｅ　手続き

各市（区）役所・町村役場の障害福祉担当課

② ショートステイ（短期入所）事業

介護給付費のうち短期入所の支給決定を受けた身体障害者（児），知的障害者（児），精神障害者（児），難病患者等を介護している家族が病気や休養などのため家族で介護できなくなった場合，一時的に施設でお世話します。

※介護保険の対象者は，原則として介護保険サービスの利用が優先されますが，利用可能な介護保険サービス事務所が身近にないなどの理由で市町村が認める場合は，障害福祉サービスを利用できる場合があります。

ａ　期間　原則として月７日以内（仙台市の場合）。

ｂ　利用方法

各区障害高齢課，宮城総合支所保健福祉課において事前に介護給付費支給申請手続きが必要

ｃ　利用料

所得に応じて設定される負担上限額の範囲内で，総合支援法に基づいた額。そのほかに食事代，日用品費，その他実費の自己負担があります。

③ 同行援護（ガイドヘルパーの派遣）事業

視力障害・視覚障害・夜盲等により，移動に著しい困難を有する重度視覚障害者（児）が外出する際に，ヘルパーが同行し，代筆・代読を含め，外出中の必要な支援を行います。

※これまで仙台市単独事業の視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業で実施していた視覚障害者への外出支援サービスについては，現在は障害福祉サービスの同行援護事業で同様のサービスを提供しています。

※地域生活支援事業の移動支援事業との併用はできません。サービス内容は同じです。

ａ　対象

原則として介護給付費のうち同行援護の支給決定を受けた方

ｂ　利用できる日，時間（仙台市の場合）

特に制限はありません。ただし，通勤・通学・通所等には利用できません。また，利用は原則として月５０時間以内で必要な時間数になります。

※事業者により対応できない曜日・時間・場所があります。

ｃ　利用料

所得に応じて設定される負担上限額の範囲内で，総合支援法に基づいた額。

ｄ　手続き

各市（区）役所・町村役場の障害福祉担当課

（２）訓練等給付

①　自立訓練（機能訓練・生活訓練）
②　就労移行支援
③　就労継続支援（雇用型・非雇用型）
④　共同生活援助（グループホーム）
⑤　就労定着支援
⑥　自立生活援助

※手続き

サービスを利用される方は，お近くの市町村の障害福祉担当課にお問い合わせください。

（３）地域生活支援事業

①　内容

地域生活支援事業は，障害福祉サービスとは別に，市町村が地域や利用者の実情に応じて柔軟に実施する事業です。市町村が行う事業として，移動支援事業，日中一時支援事業，相談支援事業，地域活動支援センター機能強化事業等を実施することとなります。

②　手続き

サービスを利用される方は，お近くの市町村の障害福祉担当課にお問い合わせください。なお，サービス内容や利用者負担は，市町村ごとに異なります。

３１　みやぎ障害者ＩＴサポートセンター

（１）内容

障害のある方のＩＴ活用を支援するため，パソコンに関する相談，ＩＴ講習会の企画開催及び就労に向けたスキルアップ研修等を行っています。等各種講習会を開催しています。詳しくは電話などでお問い合わせいただくかホームページをご覧ください。

（２）時間　月～金曜日　１０時～１７時（祝日，年末年始を除く）

３２　中途視覚障害者の生活訓練

（１）内容

在宅の中途視覚障害者の方の社会参加・社会復帰を支援するため，次の訓練を行います。

①　白杖を使用した歩行訓練
②　日常生活のための身辺・家事動作の訓練
③　パソコン訓練
④　点字訓練など

（２）期間　原則として６か月以内

（３）費用　無料

３３　中途視覚障害者の生活相談・支援

（１）内容

中途視覚障害者の方の様々な相談に応じ，支援活動を行います。また，求職中の方もしくは就労継続を希望する方に対して通所訓練や就職活動のお手伝いをしています。

※詳しくは，電話などでお問い合わせください。

３４　障害者でんわ相談室

（１）内容

障害者でんわ相談室では，障害のある方が地域で自立した生活がおくれるよう身体の危害や財産侵害に関すること，家族や職場での人間関係など，生活全般にわたる様々な相談に応じています。

（２）相談時間

月曜日　正午から午後５時まで　精神障害者の相談日
火曜日　定休日（留守番電話とファックスで受付します。）
水曜日　正午から午後５時まで　身体障害者の相談日
木曜日　正午から午後５時まで　身体障害者の相談日
金曜日　正午から午後５時まで　知的障害者の相談日
土曜日　正午から午後５時まで　知的障害者の相談日
日曜日　正午から午後５時まで　精神障害者の相談日
※上記時間外と祝祭日，及び年末年始は，留守番電話とＦＡＸで受付します。

（３）問い合わせ先

障害者でんわ相談室
電話・ＦＡＸ　０２２－２９６－５０５３

３５　障害者相談員による相談等

（１）内容

市長より委嘱された見識の高い民間の協力者です。身体障害者・知的障害者又は精神障害者・高次脳機能障害者・難病の相談と助言を行っています。

３６　著作物の点訳・音声等

公共図書館や視覚障害者情報提供施設，学校図書館等では著作権法により視覚障害者等が利用する著作物を著作権者の許諾を得なくても点訳・音訳・テキスト化による複製及び提供することが認められています。

３７　視覚障害者ガイドテープの給付

（１）内容

目の不自由な方を対象に，障害福祉の概要を録音したガイドテープが給付されます。

※仙台市では，「せんだいふれあいガイド」が朗読テープ，ＣＤ（デイジー図書）で提供されています。

（２）対象者

視覚障害のある方

（３）窓口

仙台市各区役所障害高齢課，総合支所保健福祉課
各市町村の保健福祉関係課

３８　視覚障害のある方への生活情報提供

（１）内容

視覚障害のある方を対象に，生活に役立つ身近な情報を点字または朗読テープ，ＣＤ（デイジー図書）で毎月お届けしています。対面朗読，テープの郵送もできます。

３９　点字図書・録音図書・デイジー図書の貸出

（１）内容

視覚障害のある方に，図書を点訳した点字図書，朗読したカセットテープやＣＤ（デイジー図書）の貸し出しを行っています。

※郵送での貸出もいたします。

（２）利用方法

①　視覚障害者情報センター

利用登録された方は，ご希望の図書を選んで，電話，メール，ＦＡＸ，手紙でお申し込みください（閉館時も留守番電話で２４時間お受けします）。当センターに所蔵していない図書でも全国の点字図書館から取り寄せできますので，遠慮なくお申し込みください。

※貸出，返却は郵送で行います。郵送料は無料となります。

②　せんだいメディアテーク，宮城野図書館

利用者登録をし，利用者カードをお持ちになり，カウンターまでお越しください。カウンターには目録がありますので，その中から希望図書を選ぶことができます。

※郵送登録をなさっている方は，郵送による貸し出しや返却もできます。

４０　リクエスト音訳・点訳・テキスト化

（１）内容

視覚障害のある方のご希望の墨字資料を，点訳，音訳，テキスト化して提供します。手元に置いておきたい資料については，このサービスをご利用ください。

（２）利用方法

書籍をはじめ郵便物，電化製品の取り扱い説明書など，ご希望の資料をお持ちください。

※点字用紙，ＣＤ等は実費負担となります。

４１　市政だより点字版・音声版・音声版のＹｏｕＴｕｂｅ配信

（１）内容

視覚障害のある方に，仙台市からのお知らせ（市政だよりからの抜粋）をお届けします。点字版か音声版（デイジー方式ＣＤ）のうち，どちらかを選べます。

音声版ＹｏｕＴｕｂｅ配信は，市政だよりの内容について，特集記事等と休日当番医は写真やグラフ等を除く全文を，市・各区からのお知らせは抜粋版を配信しています。

ＹｏｕＴｕｂｅのチャンネル名は「仙台市政だより音声版」で，市ホームページ（サイト内検索で「市政だより音声版ＹｏｕＴｕｂｅ」と検索）からもお聞きいただけます。

（２）発行日

① 市政だより点字版　毎月３日，１５日
② 市政だより音声版（デイジー方式ＣＤ）毎月５日
③ 市政だより音声版のＹｏｕＴｕｂｅ配信　毎月５日頃

４２　図書の対面朗読サービス

（視覚障害者情報センターでは，「対面音訳サービス」という。）

（１）内容

視覚障害者等で墨字資料を利用できない方のために，ボランティアの方のご協力を得て，図書館朗読室において朗読のサービスを行います。

（２）対象

視覚障害等で読書が困難な方（視覚障害で身体障害者手帳をお持ちの方）

（３）利用方法

事前に電話等で朗読を受けたい図書名と希望日時を予約してください。

※せんだいメディアテークでは，毎週水・金曜日（１３時～１５時）は，事前の予約なしで朗読サービスを受けることができます。その他の曜日に朗読サービスを希望の方は，５日前までに電話等で予約してください。

（４）問い合わせ先

① 仙台市民図書館　電　話 ０２２－２６１－１５８５
　　ＦＡＸ ０２２－２１３－３５２４

② 宮城野図書館　電　話 ０２２－２５６－７３６１
　　ＦＡＸ ０２２－２５６－７３６３

③ 若林図書館　電　話 ０２２－２８２－１１７５
　　ＦＡＸ ０２２－２８２－１１７６

④ 太白図書館　電　話 ０２２－３０４－２７４２
　　ＦＡＸ ０２２－３０４－２５２６

⑤ 泉図書館　電　話 ０２２－３７５－６１６１
　　ＦＡＸ ０２２－３７５－６１６５

⑥ せんだいメディアテーク
　　電　話 ０２２－７１３－４４８４
　　ＦＡＸ ０２２－７１３－４４８５

⑦ 宮城県視覚障害者情報センター
　　電　話 ０２２－２３４－４０４７
　　ＦＡＸ ０２２－２１９－１６４２

４３　視覚障害のある方への新聞情報等提供

（１）内容

視覚障害のある方に，月曜日から金曜日の新聞情報等をお届けします。インターネット版（点字版は全文，墨字版は日盲連記事のみ）と電話音声版（通話料自己負担）のサービスを受けられます。

４４　杜の都防災メール（仙台市）

（１）内容

火災等の災害発生情報や防災気象情報，地震・津波情報，避難勧告等の情報を電子メール（携帯電話，パソコン）でお知らせします。

（２）対象

特に制限はありませんが，電子メールアドレスの登録が必要です。

（３）登録

仙台市消防局ホームページ「杜の都防災メール」から登録をお願いします。

※携帯電話からは，

仙台市携帯サイト→防災緊急情報→杜の都防災メール登録

【資料１：課税等について（平成２９年分）】

１　障害者（特別障害者）

納税者本人やその控除対象配偶者又は扶養親族で，次のいずれかに該当する人をいいます。

（１）精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人
※これに該当する人は，すべて特別障害者になります。

（２）児童相談所，知的障害者更生相談所，精神保健福祉センター又は精神保健指定医から知的障害者と判定された人
※このうち，重度の知的障害者と判定された人は特別障害者になります。

（３）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
※このうち，障害等級が１級の人は，特別障害者になります。

（４）身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人
※このうち，障害の程度が１級又は２級である者として記載されている人は，特別障害者になります。

（５）戦傷病者特別援護法の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている人
※このうち，障害の程度が恩給法別表第１号表ノ二の特別項症から第３項症までの人は，特別障害者になります。

（６）原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人
※これに該当する人は，すべて特別障害者になります。

（７）常に就床を要し，複雑な介護を要する人
※これに該当する人は，すべて特別障害者になります。

（８）精神又は身体に障害のある年齢６５歳以上の人で，その障害の程度が上記の（１），（２）又は（４）に該当する人と同程度であることの市町村長や福祉事務所長の認定を受けている人
※このうち，上記の（１），（２）又は（４）に掲げた特別障害者と同程度の障害のある人として市町村長や福祉事務所長の認定を受けている人は，特別障害者になります。

※注意事項

現に身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けていない人であっても，これらの手帳の交付を申請中の人やこの申請をするために必要な医師の診断書の交付を受けている人で，その時点において明らかにこれらの手帳の交付が受けられる程度の障害があると認められる人は，障害者（又は特別障害者）に該当するものとして取り扱われます。

２　控除対象配偶者

納税者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で，合計所得金額が３８万円以下の人をいいます。

（注１）給与所得のみの場合は，本年中の給与の収入金額が１０３万円以下であれば，合計所得金額が３８万円以下になります。

（注２）公的年金等に係る雑所得だけの場合は，本年中の公的年金等の収入金額が１５８万円以下（年齢６５歳未満の人は，１０８万円以下）であれば，合計所得金額が３８万円以下になります。

（注３）配偶者が家内労働者等に該当する場合は，家内労働者等の事業所得等の所得金額の計算の特例が認められています。したがって，例えば，配偶者の所得が内職等による所得だけの場合は，本年中の内職等による収入金額が１０３万円以下であれば，合計所得金額が３８万円以下になります。

※上記（注の１～３）については，下記の「扶養親族」の場合も同様です。この場合，３の「配偶者」は「扶養親族」と読み替えてください。

※注意事項

（１）ここでいう「配偶者」とは，婚姻の届出をしている配偶者をいい，いわゆる内縁関係の人は含まれません。

（２）年の途中で配偶者と死別し，その年中に再婚した所得者の控除対象配偶者は，死亡した配偶者か再婚した配偶者かのいずれか１人に限られます。

３　老人控除対象配偶者

控除対象配偶者のうち，年齢７０歳以上の人（昭和２３年１月１日以前に生まれた人）をいいます。

４　一般の扶養親族

納税者と生計を一にする親族（配偶者を除く）のうち，１６歳以上１９歳未満の人及び２３歳以上７０歳未満の人（青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で，合計所得金額が３８万円以下の人をいいます。

※注意事項

（１）ここでいう「親族」とは，６親等内の血族と３親等内の姻族をいいます。

（２）ここでいう「一般の扶養親族」には，児童福祉法の規定によるいわゆる里子や老人福祉法の規定によるいわゆる養護老人を含みます。

（３）改正により，平成２３年分から１６歳未満の人に対する扶養控除は廃止されました。

５　特定扶養親族

扶養親族のうち，年齢１９歳以上２３歳未満の人（平成７年１月２日から平成１１年１月１日までの間に生まれた人）をいいます。

６　老人扶養親族

扶養親族のうち，年齢７０歳以上の人（昭和２３年１月１日以前に生まれた人）をいいます。

７　同居老親等

老人扶養親族のうち，納税者又はその配偶者の直系尊属（父母や祖父母などをいいます。）で納税者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人をいいます。

【 資料２：障害者福祉サービスの利用について】

１　サービスの全体像

障害者の日常生活及び社会生活を総合的にするための法律（障害者総合支援法）によるサービスは，自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

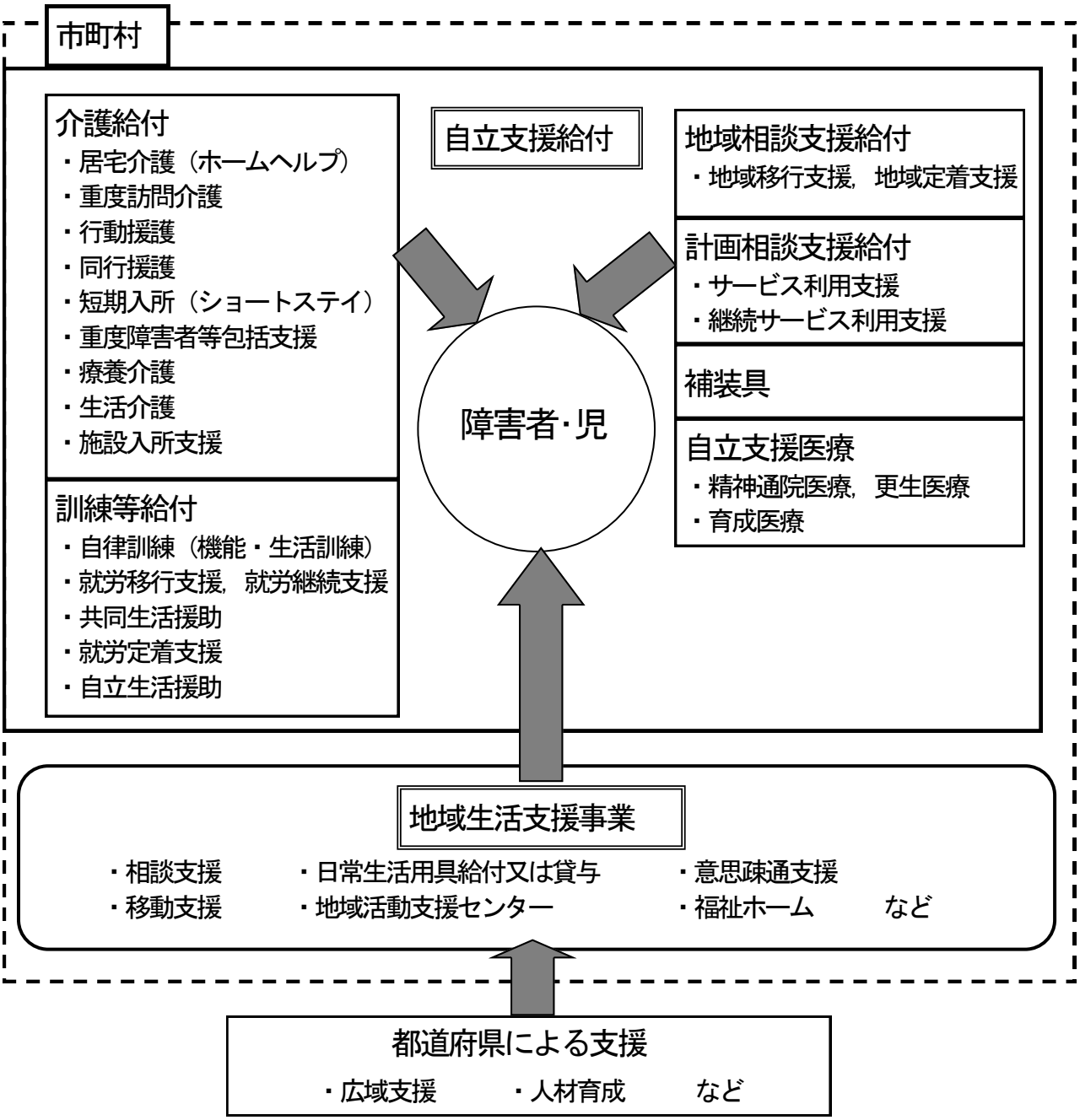

２　障害福祉サービスの利用の流れ

（１）サービスの利用を希望する方は，各市（区）役所・町村役場の障害福祉サービス担当窓口に申請し「障害支援区分（※１）」の認定を受けます。

※１　障害支援区分とは，障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す６段階の区分です。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されています。調査項目は 80 項目となっており，各市町村に設置される審査会において，この調査結果や医師の意見書の内容を総合的に勘案した審査判定が行われ，その結果を踏まえて市町村が認定します。

（２）市町村は，サービスの利用の申請をした方（利用者）に，「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求めます。

利用者は「サービス等利用計画案」を「指定特定相談支援事業者」で作成し，市町村に提出します。

（３）市町村は，提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ，支給決定します。

（４）「指定特定相談支援事業者」は，支給決定された後にサービス担当者会議を開催します。

（５）サービス事業者等との連絡調整を行い，実際に利用する「サービス等利用計画」を作成（※２，※３）します。

※２　障害者福祉サービスを利用する全ての方が対象です（セルフプランを提出した方を除く）。

※３　障害福祉サービスのほか，就労支援，教育，インフォーマルサービスを含む計画とするよう努めます。

（６）サービス利用が開始されます。

（７）サービス等の利用状況の検証と計画の見直しのために一定期間を定めて「モニタリング（サービス等利用計画の見直し）」が実施されます。

３　利用者負担等について

（１）利用者負担について

〇負担上限月額の設定

障害福祉サービスの利用者負担は，所得に応じて次の負担上限月額が設定されます。

ひと月に利用したサービス量にかかわらずそれ以上の負担は生じません。

ａ　障害者の利用者負担

・生活保護受給世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0 円

・市町村民税非課税世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0 円

・市町村民税課税世帯のうち市町村民税所得割額 16 万円未満

※入所施設利用者（20 歳以上），グループホーム利用者は除く

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9,300 円

・上記以外・　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37,200 円

ｂ　障害児の利用者負担

・生活保護受給世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0 円

・市町村民税非課税世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0 円

・市町村民税課税世帯のうち市町村民税所得割額 28 万円未満

通所施設・ホームヘルプ利用の場合・・・・　・・・4,600 円

入所施設利用の場合　・・・・・・・・・・・・・・・・・・9,300 円

・上記以外　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37,200 円

〇所得を判断する際の世帯の範囲

種別　18 歳以上の障害者（施設に入所する 18，19 歳を除く）

世帯の範囲　障害のある方とその配偶者

種別　障害児（施設に入所する 18，19 歳を含む）

世帯の範囲　保護者の属する住民基本台帳での世帯

○高額障害福祉サービス費

同じ世帯で他にも障害福祉サービス，補装具，児童福祉法に基づく支援を受けている方がいる場合や，あるいは介護保険と障害福祉サービスを両方利用している方がいるなどの場合，その合計額が一定の基準額を超えた場合に，その超えた額を償還します。

（２）実費負担について

入所施設における食費，光熱水費，医療費及び日用品費，通所サービス等における食費は自己負担となります。ただし，収入に応じて減免があります。

ａ　入所施設の実費負担減免

低所得者の場合，利用者負担額と実費負担額を支払っても，収入のうち一定額が手元に残るよう減免します。

ｂ　通所サービス等の食費軽減

生活保護，市町村民税非課税，または市町村民税所得割額が１６万円未満の世帯の方について負担を軽減します。

【資料３　「福祉のしおり」担当機関一覧　】

NO	項　目	担当機関名
１	身体障害者手帳	宮城県リハビリテーション支援センター 身体障害支援班 電　話　０２２－７８４－３５９１ （身体障害者手帳担当直通） 仙台市障害者総合支援センター 電　話　０２２－７７１－６５１１
２	補装具費の支給	宮城県リハビリテーション支援センター 身体障害支援班 電　話　０２２－７８４－３５８９ 宮城県保健福祉部障害福祉課在宅支援班 電　話　０２２－２１１－２５４３ 仙台市障害者総合支援センター 電　話　０２２－７７１－６５１１
３	日常生活用具の給付又は貸与	宮城県保健福祉部障害福祉課企画推進班 電　話　０２２－２１１－２５３８ 仙台市障害者総合支援センター 電　話　０２２－７７１－６５１１
４	点字図書価格差補償制度	仙台市障害者総合支援センター 電　話　０２２－７７１－６５１１
５	障害基礎年金について	日本年金機構各年金事務所ねんきんダイヤル 電　話　０５７０－０５－１１６５
６	特別障害給付金について	日本年金機構各年金事務所ねんきんダイヤル 電　話　０５７０－０５－１１６５

7	特別児童扶養手当	宮城県保健福祉部子育て支援課 電　話　０２２－２１１－２５３２ 仙台市子供未来局子供保健福祉課 電　話　０２２－２１４－８２０２
8	特別障害者手当	宮城県保健福祉部障害福祉課在宅支援班 電　話　０２２－２１１－２５４３ 仙台市健康福祉局障害企画課 電　話　０２２－２１４－６１３５
9	障害児福祉手当	宮城県保健福祉部障害福祉課在宅支援班 電　話　０２２－２１１－２５４３ 仙台市健康福祉局障害企画課 電　話　０２２－２１４－６１３５
10	児童扶養手当	宮城県保健福祉部子育て支援課助成支援班 電　話　０２２－２１１－２５３２ 仙台市子供未来局子供保健福祉課 電　話　０２２－２１４－８２０２
11	心身障害者扶養共済制度	宮城県保健福祉部障害福祉課在宅支援班 電　話　０２２－２１１－２５４３ 仙台市健康福祉局障害企画課 電　話　０２２－２１４－６１３５
12	生活福祉資金の貸付	宮城県社会福祉協議会生活支援課生活資金貸付係・管理係 電　話　０２２－２２５－８４７８

13	医療費の助成制度	宮城県保健福祉部子育て支援課 電　話　０２２－２１１－２５３２ 仙台市子供未来局子供保健福祉課母子保健係 電　話　０２２－２１４－６１３５ ※自立支援育成医療に関して 仙台市子供未来局子供保健福祉課助成給付係 電　話　０２２ー２１４ー８２０２ ※母子・父子家庭医療費助成に関して
14	税金の控除・減免	仙台北税務署 電　話　０２２－２２２－８１２１ 仙台中税務署 電　話　０２２－７８３－７８３１ 仙台南税務署 電　話　０２２－３０６－８００１ 各市（区）役所，町村役場（住民税） 宮城県総務部税務課課税班（個人事業税） 電　話　０２２－２１１－２３２４ 宮城県総務部税務課納税班（自動車税，自動車取得税） 電　話　０２２－２１１ー２３２６
15	仙台市障害者交通費助成事業	仙台市健康福祉局障害企画課 電　話　０２２－２１４－６１３５
16	バス運賃割引	仙台市交通局業務課 電　話　０２２－７１２－８３１７ 宮城交通営業部営業課 電　話　０２２－７７１－５３１０
	仙台市地下鉄運賃割引	仙台市交通局営業課 電　話　０２２－７１２－８３２９

	タクシー料金 割引	宮城県タクシー協会仙台地区総支部 電　話　０２２－２５６－０３５６
	ＪＲの旅客運賃 割引	ＪＲ東日本お問い合わせセンター 電　話　０５０－２０１６－１６００
	有料道路の通行 料金割引	ＮＥＸＣＯ東日本お客さまセンター 電　話 ０５７０－０２４－０２４
17	駐車禁止規制の 適用除外	宮城県警察本部交通部交通規制課 ※仙台市については，以下の通りです。 仙台中央警察署　２２２－７１７１ 仙台南警察署　２４６－７１７１ 仙台北警察署　２３３－７１７１ 仙台東警察署　２３１－７１７１ 泉警察署　３７５－７１７１
18	ＮＨＫ放送 受信料の減免	ＮＨＫ仙台放送局 電　話　０２２－２１１－１００１
19	NTT 電話設備 負担金の 分割払い	ＮＴＴ東日本 電　話 １１６ （９：００～１７：００年末年始を除く）
20	身体障害者向け 電話番号案内	ＮＴＴフリーダイヤル（全国共通） （ＮＴＴふれあい案内担当） 電　話０１２０－１０４１７４ （９：００～１７：００土日，祝日及び 年末年始を除く）

21	携帯電話の障害者割引サービス	ＮＴＴドコモ ドコモの携帯，ＰＨＳからは 局番なしの１５１ 一般電話等からは ０１２０－８００－０００ ソフトバンク ソフトバンクの携帯からは， 局番なしの１５７ 一般電話等からは ０８００－９１９－０１５７ ａｕ（エーユー） ａｕの携帯電話からは 局番なしの１５７ 一般電話等からは ００７７－７－１１１
22	郵便料金の減額等	日本郵便株式会社仙台中央郵便局郵便部 電　話　０２２－２６７－８０３９
23	市施設利用料金の減免（仙台市）	仙台市健康福祉局障害企画課 電　話　０２２－２１４－８１６３ ０２２－２１４－６１３５
24	住宅改造費の助成（仙台市）	仙台市健康福祉局障害者支援課 電　話　０２２－２１４－８１６４
25	公営住宅の入居者選考時の優遇措置	仙台市建設公社住宅部募集課 仙台市役所国分町庁舎 電　話　０２２－２１４－３６０４ 宮城県住宅供給公社入居管理課募集班 電　話　０２２－２２４－００１４

26	身体障害者 補助犬育成事業	宮城県保健福祉部障害福祉課社会参加促進班 電　話　０２２－２１１－２５４１
27	身体障害者補助 犬飼料給付事業 （仙台市）	仙台市健康福祉局障害企画課 電　話　０２２－２１４－８１６３ ０２２－２１４－６１３５
28	障害者の 相談支援	仙台市健康福祉局障害者支援課 電　話　０２２－２１４－８１６４
29	重度身体障害者 緊急通報 システム	仙台市健康福祉局障害者支援課 電　話　０２２－２１４－８１６４
30	障害者を 対象とした 主なサービス	仙台市健康福祉局障害者支援課 電　話　０２２－２１４－８１６４ ０２２－２１４－８１８８
31	みやぎ障害者 ＩＴサポート センター	みやぎ障害者ＩＴサポートセンター 電　話 ０２２－３７４－３１１１ E-mail　saposen21@gmail.com URL　http://www.tpminc.co.jp/it/INDEX
32	中途視覚障害者 の生活訓練	公益財団法人日本盲導犬協会スマイルワン仙台 電　話 ０２２－２２６－３９１０
33	中途視覚障害者 の 生活相談・支援	仙台市中途視覚障害者支援センター 電　話 ０２２－２１２－１１３１ 公益財団法人日本盲導犬協会スマイルワン仙台 電　話 ０２２－２２６－３９１０
34	障害者 でんわ相談室	宮城県障害者社会参加推進センター 電　話　０２２－２９１－１５８７

35	障害者相談員による相談等	仙台市障害者福祉協会 電　話 ０２２－２６６－０２９４ 仙台市障害者総合支援センター ウェルポートせんだい 電　話　０２２－７７１－６５１１
36	著作物の 点訳・音声等	なし
37	視覚障害者ガイドテープの給付	仙台市健康福祉局障害企画課 電　話　０２２－２１４－８１６３ ０２２－２１４－６１３５
38	視覚障害のある方への 生活情報提供	仙台市障害者福祉協会 電　話 ０２２－２６６－０２９４
39	点字図書・ 録音図書・ デイジー図書の 貸出	せんだいメディアテーク 電　話 ０２２－７１３－４４８４ 宮城県視覚障害者情報センター 電　話　０２２－２３４－４０４７ 仙台市宮城野図書館 電　話　０２２－２５６－７３６１
40	リクエスト 音訳・点訳・ テキスト化	せんだいメディアテーク 電　話 ０２２－７１３－４４８４ 宮城県視覚障害者情報センター 電　話　０２２－２３４－４０４７
41	市政だより点字版・音声版・音声版のYouTube配信	仙台市総務局広報課市民広報係 電　話　０２２－２１４－１１５０

42	図書の対面朗読（音訳）サービス	せんだいメディアテーク 電　話 ０２２－７１３－４４８４ 宮城県視覚障害者情報センター 電　話　０２２－２３４－４０４７
43	視覚障害がある方への新聞情報等提供	宮城県視覚障害者福祉協会 宮城県障害者福祉センター２階 電　話　０２２－２５７－２０２２
44	杜の都防災メール（仙台市）	仙台市消防局総務部管理課企画広報係 電　話 ０２２－２３４－１１１１
	※資料１「課税等について」	仙台北税務署 電　話　０２２－２２２－８１２１ 仙台中税務署 電　話　０２２－７８３－７８３１ 仙台南税務署 電　話　０２２－３０６－８００１
	※資料２「障害者福祉サービスの利用について」	仙台市健康福祉局障害企画課 電　話　０２２－２１４－８１６３ ０２２－２１４－６１３５